

令和6年第2回大衡村議会定例会会議録 第1号

令和6年6月4日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	早坂紀美江	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	佐野 克彦	税 務 課 長	三塚 利博
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	浅野 宏明
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	堀籠 淳	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 佐々木涼太郎

議事日程（第1号）

令和6年6月4日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和6年第2回大衡村議会定例会を開会いたします。

ここで皆さんに議長より申し上げます。現在、クールビズ施行中でありますので、暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。執行部におかれましても、そのようにお願いいたします。なお、今後、この説明はいたしません。

これより、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項、委員会の調査報告書並びに監査委員から提出のあった例月出納検査結果についての報告書は、配付している写しのとおりであります。

事務組合等に関する報告書については、議員控室に備えておりますので、閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番赤間しづ江さん、7番文屋裕男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月6日までの3日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月6日までの3日間と決定いたしました。

ここで村長に、招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

本日ここに、令和6年第2回大衡村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ここに、招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、P SMCの新工場P 5開所式の関係であります。宮城県村井知事をはじめS B Iホールディングス株式会社北尾会長、J SMCホールディングス株式会社ウー代表取締役社長とともに本村も招待を受け、5月2日に台湾で開催されましたP 5開所式に出席いたしました。熊本のJ A S Mの工場の外観は視察しておりましたが、改めてP 5を目の当たりにし、その規模の大きさは知事と想像以上の印象を受けてまいりました。P 5の敷地面積は約11ヘクタール、工場棟は幅200メートル、奥行き150メートル、高さ約50メートルと、イメージとしては中学校の校舎が横に2倍、奥行きで15倍、高さはビルだと15から20階相当の建物が、この中央平地内に建設されるものと思っております。詳細につきましては、現在設計中とのことですので、村に情報が入り次第、改めて報告をさせていただきます。

次に、協定締結の関係であります。5月28日に大塚製薬株式会社と包括連携に関する協定を町村としては初めて締結してございます。村民の健康的な生活の実現を図るため、健康づくりの推進、生活習慣病予防の推進、熱中症対策、村内に所在する企業の健康経営、スポーツ振興事業、女性の健康推進、災害時における対策、その他目標達成するために必要な項目の8項目について連携を図ることとしており、大塚製薬様の豊富な知見をいただきながら、村民の健康長寿延伸を図るものであります。

次に、交通安全の関係であります。令和2年4月8日以降、村内での交通死亡事故ゼロを4年間達成したことにより、4月12日に宮城県知事より褒状が伝達され、また、5月17日には1,500日を達成し、宮城県警察本部長より表彰されました。今後も大和警察署をはじめ、関係機関並びに議員の皆様と連携を図りながら、交通死亡事故ゼロをさらに継続することができるよう、交通安全活動を推進してまいります。

最後に、消防の関係であります。大衡村消防団の消防演習が6月9日に開催されます。これまで約3週間にわたる操法訓練の成果が披露されますので、議員の皆様の激励

をよろしくお願ひしたいと思つてゐるところです。

以上ご報告申し上げましたが、本定例会に提案いたしました案件は19件であります。

同意第2号及び第3号は、教育委員会教育委員2名の任命について、同意を求めるところであります。

議案第36号は、大衡村特別会計条例の一部を改正するもので、後期高齢者医療特別会計を追加するものであります。

議案37号は、大衡村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴い、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に定めるものであります。

議案第38号は、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、職員の配置基準を定めるものです。

議案第39号は、大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正するもので、基本団員と機能別団員の定数、退職報償金の支給について明文化するものであります。

議案第40号は、宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める法令により、令和6年12月2日以降、被保険者証が発行されなくなることに伴い、規約を変更するものであります。

議案第41号は、一般会計予算に1億398万7,000円を増額するもので、歳入は国県支出金、繰入金及び諸収入の増額、歳出は総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費、教育費及び災害復旧費の増額、並びに議会費、農林水産業費及び予備費の減額であります。

議案42号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に438万6,000円を増額するもので、歳入は県支出金及び繰入金の増額、歳出は総務費の増額であります。

議案第43号は、介護保険事業勘定特別会計予算から149万6,000円を減額するもので、歳入は繰入金の減額、歳出は総務費の減額であります。

議案第44号は、水道事業会計予算の資本的支出の建設改良費に1,454万2,000円を増額するものであります。

議案第45号は、下水道事業会計予算の収益的収入の営業外収入収益に451万3,000円を

増額、支出の営業費用に438万円、営業外費用に13万3,000円を増額、資本的支出の建設改良費に1,712万7,000円を増額するものであります。

報告第2号から第7号までは、専決処分の報告を行うものであります。

報告第2号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例等の一部を改正するものであります。

報告第3号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

報告第4号は、令和5年度一般会計予算から1,449万円を減額するもので、歳入の主なものは、法人事業税交付金、地方消費税交付金及び地方交付税の増額、並びに国庫支出金、繰入金の減額など、歳出は総務費の増額、並びに民生費、衛生費、商工費、災害復旧費及び予備費の減額であります。

報告第5号は、令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計予算に2,308万9,000円を増額するもので、歳入は県支出金の増額、歳出は予備費の増額であります。

報告第6号は、令和5年度介護保険事業勘定特別会計予算から1,120万5,000円を減額するもので、歳入は国庫支出金の増額、繰入金の減額、歳出は地域支援事業費の増額、予備費の減額であります。

報告第7号は、損害賠償の額を定め和解することについて、報告するものであります。

報告第8号は、一般会計の繰越明許費繰越計算書で7事業を繰越しするものであります。

以上、同意2件、議案10件、報告7件、合わせて19件をご提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶並びに提案の理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第3 一般質問

議長（高橋浩之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順位1番、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 通告順位1番、鈴木和信です。

一問一答方式でお願いいたします。

私のほうからは3件ほど質問をさせていただきます。

初めに、一般質問の答弁に村長は検討するというが、その実態はどのようになっているのかということでご質問をさせていただきます。

これの趣旨につきましては、昨年12月5日の一般質問で、私のほうで質問させていただきましたが、河北新聞のほうに12月の6日の日に一般質問で小川村長は関連機関との調整を担う総合窓口、これは半導体の会社のことでございますが、職員のチームを設ける方向で検討するということが明らかにしたということが書かれております。

また、この件につきましては、それ以降どのようになったのか報告はないわけですが、この1年間、昨年の6月、9月、12月、3月と、議会だよりでこれの中に全部で議員が30名、44問の質問をさせていただいております。答弁の中に検討をするというお話をしましたのが、全部で15問以上、数え直しますと17問が検討するとか、検討をしたいという答弁をしております。率にしますと約38%、4割近くが検討するということがございます。検討するということが、一般質問で議場でやっているわけでございますけれども、その結果につきましては、いつどのように何を検討したのかということがよく見えておりません。それで、できれば一般質問でございまして、検討した内容を住民、村民の皆さんにお知らせをする意味でも、議会に対してこういう検討結果でありましたとか、そういうものを報告するということが必要ではないかなということを感じておりますので、これにつきまして、村長の考えをお伺いしたいと思います。

2件目でございます。2件目につきましては、現在半導体の会社が参りまして、どこかに住むところございませぬか、社宅ありませんかというようなことで、結構村内を一生懸命探して歩いているという現状がございまして、これまでもそういうものについて、村としてどのように考えているんだということで、一般質問もたくさんあったと思います。そういう中で、どうも各地区に村有地、空いている村有地が大分あるのではないかと、その村有地を活用して、そういう新しく来る方の住む場所とか社宅とかそういうものに再利用できないかということで、村有地の売渡しなり貸付けというものについてどういう要件があるのか、その辺をお伺いしたいと。特に村有地につきましては、地目別にどのぐらいあるのか、山ばかりいっぱいあってもそこを開発できないのでは住宅も建てられないというのでは困りますので、最終的には地目別面積はどのぐらいあるのか、また5年間のそういう売渡しなり貸付けの実績はどのぐらいあるのかと。

さらには、村有地というのは希望する要件と申しますか、売渡しなりそういう要件は

どういう方式というかがあるのかどうか、手続はどうするのかというようなこともお伺いをしたいと思います。

最後には、売買、または貸付けをする場合の価格の算定については、どのようにして価格を決めるのか。個人の申出なのか希望取引価格なのか、またはそういう不動産鑑定するような方に頼んで査定するのか、その辺をお伺いしたいというのが2件目でございます。

3件目につきましてはデマンド交通の関係で、高校生もデマンド交通利用対象にということで、この案件につきましては、私も前回の一般質問をさせていただきました。その前には小川議員が3回ほど質問をさせていただいております。また、その前にも質問を議員がしておりまして、合わせると今回で6回目になります。それだけ議員が高校生のデマンド利用に対して思いがたくさんありますし、住民の声だと思うんですね。それを、今までですと、村長は実施要綱第6条によって、18歳以上の方で、ただし高校生を除きますよということで、大変厳しいお話をしております。そういうことにつきましては、3月に出しました議会のほうにも、ここにありますがけれども、その中でも現時点では対応できないというお答えをいただいております。

まさに、大衡は子育て支援の日本一を目指しているわけですがけれども、生まれる前から18歳までは子育ての一環ではないでしょうか。そういうことからすれば、ぜひ高校生につきましても、いろいろな家庭の事情、やむを得ない事情がある方につきましては、これまで全員を乗せろというお話ではございませんので、そういう事情のある方につきましては、デマンドを利用できるようにすべきではないかと考えております。村長は要綱第6条、よくお話をしてできませんよという話をしますけれども、この要綱第6条につきましては、これは国で定めたわけでも、議員、議会にかけたわけでもなくて、村の内規で定めているわけでございます。内規ということは村長が決めたことでございますから、守るもどうするも村長が自由にできることではないかと思っております。そういうことからして、村民の要望にきちっと応えていただきたいということでございまして、その辺、今年、高校生に入る方につきましても、足がなくて私立に行った方もあるということをお聞いております。来年以降、この子育て日本一を目指す大衡村がそういうことではあまりうまくないと思っておりますし、試行でやっておりますこのデマンド交通につきましても、いつまでもう3年もなりまして、まだいまだに試行なんですかと。本来であれば、きちっと決めてやるべきものではないかと思っておりますので、その辺再度質問をさせていただき

まして、ぜひ高校生もデマンドを利用できるように、先ほどお話ししていますけれども、全部というわけじゃなくて、やむを得ない方につきましては利用できるようにしていただきたいなと思います。よくそういうお話をしますと、辺りの町では、うちのほうではちゃんと高校まで乗せていってるよと、地元ですけれどもね。そういうお話を聞きます。そういうことも踏まえると、大衡としてもそういうふうぜひお願いしたいと。前回、村長とお話をしたときに、役場まで乗せてくればその高校まで乗せていくというお話をいただきましたけれどもね。売り言葉に買い言葉で大変失礼なお話だったかと思えますけれども、今日は紳士的にご質問をさせていただいておりますので、その辺の3つほど案件を提出させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願ひます。

村長（小川ひろみ君） それでは、鈴木和信議員の1件目の質問に対して答弁をさせていただきます。

一般質問の答弁に村長は検討するというが、その実態はどの一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の、検討はいつ、どこで、誰が、何を、どのように行われたのかのご質問ですが、定例会終了後に主管課において質問内容を精査し、その検討結果を村長、副村長を含めた打合せを行っているところであります。なお、実現できた施策の一例といたしましては、昨年第3回定例会、あるいはそれ以前の定例会においても、インフルエンザ予防接種助成拡大についての一般質問がありましたが、これまで中学3年生のみを対象としていたものを、令和6年度からは生後6か月から高校3年生までを対象を広げ、上限の設定はあるものの、新たに実現できた施策もあります。

2点目の、検討内容を議会に報告すべきと思うが、村長の考えはどのご質問であります。実現可能となったものにつきましては、事業説明や予算の計上を常任委員会等で主管課長より説明申し上げているところではあります。現段階で判断が難しいものなどにつきましては、方向性が見えた際に常任委員会あるいは議会全員協議会等で説明させていただきたいと思っております。

次に、2件目の村有地の売渡しの要件はあるかとの一般質問にお答えいたします。

まず1点目の村有地の地目別面積はどのご質問ですが、令和4年度決算時点の数値ではあります。公有財産825万1,390.56平方メートルのうち、村役場庁舎、その他の行

政機関、学校用地等のその他の公共用財産である行政財産174万1,256.4平方メートルを除いた、いわゆる普通財産の651万134.16平方メートルについて、地目別面積内訳を申し上げますと、宅地が1万2,550.29平方メートル、田畑が18万6,351.36平方メートル、山林が435万9,846.48平方メートル、その他が195万1,386.03平方メートルとなっております。

次に、2点目の5年間の売渡し実績はとのご質問ですが、令和元年度から令和5年度までの5年間の売渡し実績につきましては、令和元年度が1件、761.35平方メートル、192万2,409円、令和2年度が3件、1,144.25平方メートル、891万2,561円、令和3年度が1件、1,833.89平方メートル、3,402万270円、令和4年度が3件、3,388.19平方メートル、2,121万3,213円、令和5年度が7件、3,602.24平方メートル、903万2,325円となっており、5年間の合計は15件、1万729.29平方メートル、7,510万778円となっております。

また、令和元年度から令和5年度までの5年間の貸付け実績につきましては、令和元年度が29件、1,049.307平方メートル、2,938万8,934円、令和2年度が33件、106万5,608平方メートル、3,224万6,926円、令和3年度が33件、166万83平方メートル、3,416万8,407円、令和4年度が29件、105万6,895平方メートル、2,960万6,321円、令和5年度が30件、105万4,457平方メートル、3,015万2,479円となっており、5年間の合計は154件、529万2,425平方メートルになりまして、1億5,556万3,067円となっております。

次に、3点目の希望がある場合の要件及び手続はとのご質問ですが、媒介希望者からの申出、相談を受けた後、必要事項を記入した譲渡に係る申請書を提出していただき、村側では、希望者の利用目的、事業計画等の申請の内容の審査を行い、村長の承認を得て決定し、契約の締結を行い、代金納入を確認した後、土地の引渡しや所有権移転登記を行うものです。

次に、4点目の売買の価格の算定はとのご質問ですが、売買価格につきましては、一般的には近傍の評価額や類似の引取り事例等を用いて算出しているところです。

続きまして、3件目の高校生もデマンド交通利用対象者にとの一般質問にお答えいたします。

まず1点目の、高校生の事情によっては利用対象者に認めるべきではないかとのご質問ですが、高校生のデマンド交通利用については、大衡村デマンド型交通試験運行事業

実施要綱の第6条において、利用対象者を大衡村に住所を有する18歳以上の者（高校生を除く）とすると定めており、経過措置として、万葉バス廃止に伴う対象高校生を乗車可能とはしておりますが、原則乗車できないものとして運行していることは、3月の一般質問でもお答えしているとおりであります。

なお、試験運行に当たっては、本格運行に向けて様々な問題点、課題等の検討、整理を継続的に重ねているところであり、この要綱は、あくまで現在実施しております試験運行事業に係る規定でありますので、本格運行に移行するに当たっては、高校生の乗車の件についても結論を出さなければならないと思っているところでもあります。今後、改めて高校生の利用ニーズの把握や分析などを行うなどをした上で、高校生の乗車可能とすることでの問題点や、条件付乗車を認めようとした場合には条件設定について、さらには高校生の通学手段をデマンドと切り離して別途考えるほうがいかなどについて、十分整理をした上で、解決に向けた取組について結論を出したいと考えているところでもあります。

次に、2点目の近隣の町の高校生の利用実態はとの質問ですが、近隣では大和町においても同様にデマンド交通が運行されておりますが、高校生についても乗車可能となっているところでございます。

1つ目の回答にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 大変数字が多くて読むのが大変だったろうなと思います。まさに宅地とか面積が少ないものは小数点以下がありますので、大変ご苦労さまでございました。もっと大きく何ヘクタールと言ってもらえば簡単だったかなと思いましたがけれども、その誠意を酌みさせていただきます。

それで一般質問の答弁で検討をするということについて、村長のお話では、うまくいったものについては、そういうようなことで実現、政策実現しましたというようなこともございますけれども、さっきお話ししたとおり、村長の話では1問とか何かですけれども17問もあるわけですからね。ほかのやつについては一体どういう検討をしたのかということで、内部的検討をしたと言ってますけれども、我々議員として一般質問しているわけですから、それに対して検討すると言ったときは、当然検討内容を議会に報告するというのが一般的だと思いますが、いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君）　そうですね、一般質問をした上で、報告することが必要ではないかというように、大まか的にはそのように受け止めましたけれども、その旨が足りなかったと受け止めていらっしゃるのかなと思います。私も議員時代に、検討といった自分の質問に対して、その検討がどのように流れてどのように推移していつているかということ、議員としてもいろいろと、自分の質問や他の方々の質問も、そういうふうにごどのように推移していくかということ、を議会広報の中でも示したことがございました。そういう部分もありますけれども、私の執行部というか行政のこちらの執行部の側としても、やはりその旨も今後やっていく必要が今回の質問であるのではないかなと思っていますところであります。

それで先ほども1つ一例を、インフルエンザの件は一例を挙げさせていただきましたけれども、鈴木議員からもいろいろと質問を受けております。そんな中で、いろいろな健康長寿のために、万葉の里とか施設の健康器具を使ったような、そのようなことも必要ではないかというようにご質問もいただいたところでございますけれども、今般健康施設誘致にはまだ至っていないところではございますが、今年度から特別養護老人ホーム万葉の里からの協力を得まして、年2回、18歳以上の一般住民20名という人数制限はございますけれども、施設の運動器具を使用し、気軽に健康運動ができる健康教室を開催したいと思っていますところです。まだいろいろコロナ禍、インフルとか様々なことがまだ蔓延しているところもありますので、いろいろな状況の変化はあると思いますが、一応今のところの予定では、8月の広報や無線放送において周知も予定はしておりますが、日にちも大体決まっているようなところでもございます。

そういうようなことも、これからやはりできるできないのその時間差がございますので、そういう部分ではいろいろとこちらも頑張って、執行部の職員も本当に一生懸命やっているとすることを考慮していただきたいなと思っています。

あとまた、利用しやすい産後ケアの事業というようにご質問も議員の方からいただいておりますけれども、それも産後ケアも充実させていただいておりますとともに、県内の医師会や助産師会と契約を締結いたしまして、県内の施設52施設を利用できるよう拡充をして、県内里帰り出産のときも利用が可能にするなど、大衡村としては産後ケアの充実も図っているところでございます。

以上、一例を申し上げさせていただきました。

議長（高橋浩之君）　鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 検討した結果がいろいろなところで成果が出てるということで、大変安心しました。安心したと言うよりいいことをやっているんだなと思いますが、ぜひそういうふうには検討したことを、今、村長がお話ししたようなことを、文書でもらえば非常にいいと思うんですね、議会のほうに。この検討についてはこうなりましたとか、検討しておりますがまだ結論が出ないとか、別に検討した結果、駄目だというものもあるし、継続中というものもあっていいし、結論が出ましたということでもいいんだと思うんですね。ですから、できれば一般質問させていただきましたので、それに対する答弁はいただきましたけれども、その検討結果を、例えば6か月以内に議会のほうに報告をするとか、そういう取組といたしますか、村長の考えとして6か月以内に検討結果、要するに駄目でもいいんですよ。別にね、必ず成果出るというわけではありませんけれども、そういうふうに出してはいかかかと私はと思いますが、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほど1問目の質問でもお答えしましたけれども、そのいろいろな質問いただいたことに対して、やはりその課内でいろいろとその内容を精査いたしまして、常任委員会でも報告しているような形だと私は受け止めております。また、全員協議会、そういうような中でも、やはり議員の皆様からいただいた質問を、やはりどのようにすれば、いろいろキャンプ場もそうだと思います。有料化してクリエートパーク内、あの公園も有料化、幾らかお金でも取るような施策ができないかというような形での始まったキャンプ場の事業も、それを基に駐車場での有料化というのはなかなか難しいので、キャンプ場をすることによって、デイキャンプをすることによって少しでも有料化をし、様々な公園整備にも、また整備のお金にもいろいろと使えるような形でできないかということでやった事業でありますので、そういうことをいろいろと考慮していただきたいなと思っていますところです。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） キャンプ場もそうなんですけれども、私が質問したのは6か月以内に検討結果を議会に報告するというのはどうですかということを、まずお伺いしていますので、常任委員会なり全員協議会のほうで説明するといっても、それは私は一般質問で議場でやっているわけですから、議会のほうに報告をしていただければ一番いいのではないかと。でないと常任委員会ですと分かれておりますし、全員が同じ土俵で聞くというわけにはいきませんので、議会のほうにそういう形で検討した結果こうですよというよう

なものを出していただければ、皆さんも閲覧的できたり検討することができますので、6か月以内というのは、大体結論が出るのではないかとということ、それで出なければ別に今、再検討中でも結構ですので、あまり忘れた頃になるとちょっと大変なので、6か月ということを提案というか、そういうふうにはいかがですかということをお話をさせていただきましたが、再度答弁をお願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） たくさんの質問を受けた中で、今回も4名の方でありますけれども、質問項目はそれ以上、何個でしたかね、项目的にもたくさんございます。そんな中で全部をやはり皆さん、議員の皆様の一つ一つ丁寧に今の進捗状況、これからどうするのか、そういうこともするのがやはり一番いいとは思いますが、今、職員、マンパワーの中でやっているところがございます。そのところも考えていただきまして、できれば、できるところはその部分でやっていきたいと思っておりますけれども、できない部分、そこは抜けているんじゃないかと、ここは今どうなっているんだということを、議員の皆様からも執行部のほうに言っていただければ、ご回答できるような形になると思っておりますので、6か月以内とか期日を設けてやってしまいますと、そのところはなかなか難しくなりますので、いろいろとそこところはできるできないがありますので、そのところは考慮していただきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 検討するとお話を村長がするわけですから、検討したくなければ検討すると言わないでくださいよ。検討するということは、これは村民のためになるんだということで、ぜひ検討させていただきますということであれば、それは検討を皆集まっていただくというのは当然でございますから、検討したくなければ検討すると言わないでください。リップサービスは議会では要りませんので、検討する必要があると思えば検討させていただくことで、検討結果についてはお答えが出なければ、まさか1年たってから2年たってからあの結果はと言うわけにいきませんので、半年ぐらいでその検討の中間報告というわけではございませんけれども、そうなりませんかということを再度お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 検討という言葉がリップサービスだというお話でございますけれども、これからやはりできるできない、やはりご質問いただいた、通告していただいております。

すので、そんな中でやはりできない、本当にこれは難しいなと思ったことについては、検討という言葉なるべく使わないようにもしていきたいなと思っているところでもございますけれども、できる限り半年か1年以内、また経過報告になるかもしれません。質問いただいたことが、すぐ半年1年で全部が全部実行できることとは限りませんので、2年たってようやくできること、また財源が確保されたときに、その皆さんからいただいた提案、そういうものを実現に向けたというような形で、できるときには2年3年かかることもありますので、その部分もいろいろと考慮していただいて、いろいろ検討という言葉でいろいろと様々な質問の答えに、これから自分の中でも気をつけてまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 検討するということが悪いと言っているんじゃないですからね。検討するというのは非常にいいことでございますから、検討した結果を議会に報告をしていただければ非常にいいんじゃないか。2年先でなくて実現ができたものを報告しろと言っているわけではないんですから、現在進行形の状態で、今、頑張っておりますということだっって、検討の報告には該当すると思うんです。ですからあまり長い時間じゃなくて、半年ぐらいの間でこういうふうにはできませんかということをお伺いしたわけです。ちょっと時間、ほかのやつもあるものですから、再度またいつかの機会で作らせていただきますけれども、ある議会だよりを見ていました。そうしましたら、今のようなことがあって、あのときのあの質問どうなったということが議会だよりにありました。その町では調べてみますと、半年の間で検討結果を議会に報告をして、その中身について一般質問の中身について、議会だよりに載っていたということで、載っていた中身を見ますと、今、一生懸命検討しておりますというのもあったようでして、必ず結論が出て、いい結論ではなくても悪い結論であってもそういうふうになっているということですから、一歩進んだ形で行政と議会のほうの質問したことに対するお答えというのをきちっと受け止めるような、そういう形にしていくことが望ましいのではないかと思いますので、ぜひもう一度検討していただければと思います。

次に、3件目にお話をしましたデマンドの関係でございます。これまでの質問と違いまして、かなり前向きにご答弁をいただいたのではないかと。むしろ村長のお話の中では、乗車を前提としたようなことの検討しているという意味合いの話かなと思いました。非常にいいことだと思います。

先ほどお話をしたとおり、来年の受験といたしますか、子供たちが高校に行くときまでには、多分今の要綱も試行でなくなって新たなものになるとお思いますので、そのときはやっぱり全員を乗せてくださいという話は最初からしているわけでございませんからね。どうしても家庭の都合、やむを得ない家庭につきましては乗せてほしいと、そのために新しくデマンドについて、方向性をもう1回検討するというような村長のお話もあったようでございますので、ぜひ年内中に高校や中学校とか何かに対して、そういう親に対してよくアンケート調査なり何なりして、今、私どもがお願いをしておりますデマンドの利用について、この点については乗れるようにぜひお願いをしたいと思っておりますし、乗せる方向で考えると言っていますけれども、最後になると何か振出しに戻るような答えにもなったりするものですから、私はどのように解釈していいのか。もう一度村長の高校生に対するデマンドの考え方を明快にお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今のご質問ですと、やはり本当のところはどうなのだというようなご質問だと受け止めております。やはり全員を高校生として、何回もこの質問は皆さんからいただいております。そんな中で課内でも、私、村長、副村長2人、あと教育長も入りまして、いろいろと今回は何回となく話合いをしているところであります。そんな中で、やはり何らかの事情がある、そういうこと、特に何の項目でも村長が認めたものということもございますので、そういう部分を今回入れながら、どうしても事情的にけがをしてしまって自転車をこぐことができないとか、家庭の事情によって様々本当に通学に不便を来している、そういう方であるならば、デマンドというのはとにかく、けれども大和町までしか行きませんので、まさか泉とか仙台まで送るということはできませんので、その辺りはきちんと利用の範囲の中で、できる限りのことはこれからやっていきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 現在、試験運行の事業の実施要項だというお話ですが、先ほどもご質問しましたが、試験運行も3年ぐらいになると思うんですけれども、いつまで続ける予定でしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 試験運行が本当3年目に入ったところになります。これもなぜこんなに長くなっているのかということの問いだと思っておりますけれども、やはり様々な問

題点が今でもあるわけです。あと課題とかもあります。そのところをやはり課題、そして問題点をどうすればその解決に結びついていくかということも、まだその解決策が見え出さないでいるところでもありますので、そちらが見えてきた段階には、本格運行ということをするということできろいろと話し合いをしているところです。できれば私の頭の中では、来年の4月以降は本格運行に結びつけていきたいなと思っているところがございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まだまだ課題あるというから10年も試行やるのかなと、今、思いましてら、来年の4月からは本格的に試験運行でなくなるというお話ですが、これは検討でなくしてお約束を理解してよろしいですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 約束といたしますと、約束してしまいますと必ずしなきゃならないということになりますので、やはりあくまでも問題点、課題があるということも、私も先ほども言いましたけれども、その問題課題ということが、この4月本格運行するためには、10か月という期間の中でそれが解決策としてできていけば、そのような形でやってまいりたいと思っているところがございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 3年目ですけれども試験運行をやって、ほとんどのことについては皆問題というのはもう出てきて、当然そのうんと難しい問題というのはないはずですよ。そういうことからすれば、こんなに長くやっているのは大衡村だけしかないのではないのでしょうか。普通は試験運行と言った場合についても、1年ぐらいで問題を提起して値段とか運行とか何かといういろいろなことは、何かAIか何か特殊なもので試験、これからやっていくというのなら別ですけれどもね。その辺、例えば今のデマンドの在り方について全部見直して例えばやるんだとか、何かそういうことがあってということであれば、試験運行は試験運行として続けなきゃいけない面もあると思いますけども、そのときは私どもがお願いをしております高校生、事情のある方については乗せていただくようなことについて検討をお願いしたいと思います。

また、先ほど村長は第14条附則に事業実施に必要な事項は村長が別に定めるということでもございますので、そういうことでその辺にきちっと決めていただいて、やっているといえますか、何か別に定めて実施しているようなことというのはあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） デマンドにつきましては別に定めているところはございません。なぜデマンド本格運行できないかということは、今、無償でやっております。無料という形でやっております、大和町、先ほど近隣の高校生も乗せているよというような大和町の実績もお話しさせていただきましたが、これは有料になっております。高校生でも大人でも有料のデマンド交通という形で大和町はやっているところもありますし、あと状況により、状況というか、その方、人の事情によっては無料というところもあるみたいなんです。また回数券を使つての乗車券というものも使っていたり、あとこれからは運転所の人手不足、そういうものもございまして。大衡村は一応デマンド交通の運転の年齢制限は70歳となっております。そんなときに、次に本当に70歳になった方が次に代わってやってくれる方が本当にいるものかとか、そういうものもありますので、そういうことも考慮する中で、タブレットにおける運行ですか、そういうこともA I、先ほど鈴木議員からも言われましたようにA Iも使つてのタブレットを使つての運行経路、そういうものも最短の距離で、時間も予約も今までは前の日に必ず乗車の予約という形でしたけれども、今は2時間前まででしたら大丈夫というふうにもなりました。そのところをやり始めたのがまだ2か月ぐらいでありますので、そういうことも考慮しながらやっているということをご理解していただきたいなと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） いろいろなことを考えれば切りがなく、まだまだ検討しなきゃいけないということであれば試験運行もやむなしとは思いますが、料金とか何かそういうことであれば、大和町で例えば何ぼと決まっているとすれば、それに倣ってやればいいと思えますし、利用券だって10枚だけど11枚で例えば販売しているところもありますし、もしかしたら12枚でやったりとか、いろいろあると思うんです。まずは試行運行は来年度までには本運行にしたいというような村長の強い意気込みを感じましたので、それについてあまりどうのこうのということは申しませんが、結果的には議題2の案件にしておりますとおり、いろいろな家庭の事情、やむを得ない事情がある高校生については、来年度、来年度と言ったらおかしいか、来年の4月に入学する方については、何とか考慮していただけるというふうに私は理解しましたが、村長いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほども何回かお話しさせていただきましたけれども、特別な理由が

ある方の高校生については、今後乗車できるような形の本格運行に向けて、そのような形の要綱といいますか、そういうものをつくっていきたいとは思っているところでございます。

また、今、言われましたように、回数券とかそういうもので、少しでも割、10枚を11、12とか、大和町でもそういうことをやっているみたいでありますので、近隣のやはり先行自治体を参考にしながら、これからそちらのほうも考慮してまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 3月までの考え方と今日の考え方、村長の考え方、大分前向きと言ったら失礼でございますが、私の考えていることが非常に近くなってきたと思いますので、ぜひ来年度高校に行く方がデマンドにも乗れない、足がないということで高校選択をやむなく変えてしまうというようなことのないように、ぜひ村として、これは子育て支援の一環でもあるとも思いますので、先ほど村長がお話をしたとおりデマンドイコール通学の方法というだけではなくて、やはり公共交通のない大衡村でデマンドに切り替えたわけですから、その一翼も担ってやるということは非常に大切なことだと思いますので、ぜひ来年に試験運行でなく本格運行にできるよう、村長の再度意気込みをお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） ただ、ただし子育て支援の一環として高校生を乗せるということになりますと、全員を乗せるような形になりますので、本当にどうしても足がないとか、本当に大変な方々についての乗車ということに限らせていただくことは、ここでご理解をしていただきたいと思います。何度も前に、ご質問の答え、答弁でもお話しさせていただきましたが、近隣の学校だけでいいのかとか、あと郡部から離れたところ、泉、仙台市に通われる方々、公立の方々もやはり自分で吉岡まで家族の方とか自分の足で行っている方がございます。そういう方々まで乗りたいので乗せてくださいという部分では、今度2台しかございませんので、そういう部分も考えてはいかなきゃいけない。どこまで、そうするとバスの乗車までその日によって今度はバス、デマンドの10人乗りのワゴンじゃなくマイクロバスまで用意しなきゃいけないとか、そういうことになりますので、そのところは十分ご理解をしていただきたいと思います。思っているところです。

また、高校生には、今年度4月入学の時から3万円のお祝い金を出しているところで

ございますので、その部分もいろいろと高校生にも支援をしているところでございますので、その辺もご理解をいただきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさに何回も同じようなお話になって、お互いにいい話でここで締めようかなと思ったら、まだご理解をいただきたいと言われると、何か私もなかなかほかの案件に行けないんですけれども、基本的には全員を乗せろという話は一つもしておりませんので、最終的には何回もお話をしてるとおり、家庭の事情なりやむを得ない事情のある方については、そのようにしていただきたい。また、今、村長がお話をしたとおり、富谷で乗せていけと言われてたら乗せなければいけないのかというお話ではなくて、基本的には公共交通機関のあるところまでは支援をするということがいっぱいでございますので、スクールバスでございませぬから、その学校学校に皆乗せて歩くというわけではありませぬのでね。公共交通がないということで、例えば吉岡の大和町役場のところ、バスプールがございませぬからあそこまで乗せていくとか、宮城交通のバスターミナルまで乗せるとか、何か公共交通に乗り継ぐことができればそれでいいと思いますので、そんなに全員を乗せてくださいという話は一つもしておりませんので、そこをご理解いただいてぜひお願いをしたいと思います。残り時間がなくなってきましたので、デマンドについてはそのようにぜひお願いをしたいと思います。

あとは村有地でございませぬが、大変数字が多くて村長にご迷惑をおかけしたような数字になっておりますけれども、ちょっと疑問を感じましたのは、毎年売ったり何だりというのならそのときによって違うというのは分かるんですけれども、貸している土地については毎年面積が大体106ヘクタールぐらいとなっているようですけれども、貸している賃金も結構3,200万円とかで高いんです。これは何の土地になるんでしょうか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 一番は花の杜のゴルフ場の用地となっているところでございませぬ。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 分かりました。何を貸しているのかなと思ったものですから、花の杜が一番大きいということでご理解をいたしました。また、地目別面積で宅地については分かるんですけれども、田畑というのが面積が18ヘクタールぐらいあるよう、18でないですか、18だね。18ヘクタールぐらいあるんです。こいつは何なんですか。お伺いし

ます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 担当課の課長に説明させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） お答えいたします。

田畑の部分ですけれども、草地の部分とあとは公共用地を取得、道路用地とかそういったものを取得した場合に、道路になった以外の部分といいますか残地の部分、本来は地目等を変更するべきものもあるんでしょうけれども、そのまま現況の地目のまま現在に至っているというような部分がほぼというふうに捉えております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 田畑ということで、採草地ということが多いということで、18ヘクタールというのは、大衡村にこんな大きい採草地があるんですか。ちょっとすみません、勉強不足で。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 主なところでは衡東地区、大森地区にあるようなあるところが大きい面積かと思えます。

議長（高橋浩之君） 答弁、今の答弁で大丈夫ですか。答弁は以上のようなようです。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 質問の趣旨ではないのであれですけれども、基本的には田畑につきましては役場であっても所有できないという、農地法にかかっておりますのでね。だから一応買った残った残地とか、どうしてもそのもともとが草地だったのは払い下げられなくて戻ってきたとかやむを得ない理由があればですけれども、基本的には農地法では、行政は農地は持てないことになっておりますが、ご理解してますか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） その部分については十分理解をしているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 理解していただければ結構でございます。あと先ほど本来の目的で、例えば半導体の会社の方が来て家を建てたりとか、何かある場合については特に要件的なものがなくて、村長が認めればいいんだと理解したんですけれども、それで構いませんか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 一番最初にお話ししたように、利用計画とか目的をきちんと申請していただく、こちらが大事になると思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 例えば、自分の地区には昔の集会場の跡地があって、例えばそこに今回半導体の会社の人が家を建てたいということで来た場合について、あそこが空いていますからいかがですかと。仮にそういうことを営業ではありませんけれども、もしそこに住んでもいいとかと言われれば、そういう場合は対応になるのかなということで、ちょっと例としてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、申したように希望者の方が、本当に利用の目的と事業計画等の申請をきちんと出していただきまして、それで審査を行って認めた場合にはそのような形で売買とか、そういう媒介、貸したり売ったりとか、そういうようなことができるということになっているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今、村で利用計画とお話ししましたけれども、例えば、今、お話ししたとおり、例えば集会場跡地に家を建てたいとかと言った場合についてはどうなりますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 企画財政課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） そういったケースについても特段問題はないものと考えております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 分かりました。たくさんの村有地もございますので、質問の趣旨で大衡村に土地ありませんかというようなことにつきましては、ぜひそういう村有地の利活用も図っていただければということで質問しておりますので、いろいろな条件もあると思いますので、村のほうにご紹介をしていただき、ご紹介って私のほうでしますので、そのときは、ぜひ要件の合うものについては、ぜひ売買なり貸付けのほうをしていただくようお願いをしたいと思います。そういうような形でよろしいですか。再度お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 鈴木議員からの紹介においていろいろということのお話と、今、受け止めましたけれども、今、この半導体の立地が決まって協定式結んでから様々な会社、いろいろな方々、大衡村に対するいろいろな開発したいとか、様々なご意見で私のところに来る方がいらっしゃいます。そういう方もいらっしゃる中で、議員が特別として紹介されたからどうということとはできないとは思いますが。そういうことも考慮していただきまして、できるできないということがございますので、そのところはいろいろとご配慮いただきたい、そのように思っているところでございます。（「最後、終わり」の声あり）

議長（高橋浩之君） じゃあ短く。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 私は短いんですけども。すみません。一応そういうことで私の紹介ということではなくて、そういうことを聞かれた場合については村のほうに相談をしてくださいという意味でございますので、私が紹介したから何とかしろということではございませんので、そこをご理解していただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋浩之君） 答弁はいいですね。（「時間ですから」の声あり）

以上で、鈴木和信君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を11時30分といたします。

午前11時17分 休 憩

午前11時30分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告順位2番、小川克也君。

4番（小川克也君） 通告順位2番、小川克也です。

まず1件目の、今こそ地域の支え合いをと題して村長の考えを伺います。

日頃から防災や防犯、交通安全、環境美化など、地域住民で支え合うことで大衡村のよりよい村づくりにつながっております。12年前の東日本大震災では、地域住民同士で安否確認や水、食料品を分け合い、互いの不安を取り除き、励まし合い、日常に戻れる日を心待ちにしていたことを思い出します。このように昔から地域コミュニティーが密で支え合う環境がある一方、居住形態や生活様式の変化、少子高齢化に伴い、行政区においては役員の高齢化や担い手不足などの傾向があり、地区の活力が低下していくこと

が懸念されます。そのような状況の中で、いつ発生するか分からない自然災害、また、大手半導体工場進出による交通量の増加や治安に対する不安など、高齢者や児童生徒の見守り、非常時の助け合いといった様々な場面において、地域の絆の重要性が今まで以上に必要です。そこで安心して暮らしやすい大衡村を実現していくため、地域コミュニティーを中核として、私たちの暮らしを支え、活動をしている各行政区の重要性を強く感じます。今後、地域における支え合いの必要性について改めて認識を深め、地域社会への関わり方の基本も明確にして、将来にわたり地域住民が支え合い、安心して暮らせる地域づくりを強固なものにするため、以下の点について伺います。

1点目。行政区の地域における役割と、行政区に対してどのようなことを期待しているのか。

2点目。各行政区の住民の加入状況と、運営していく中での主な課題は。

3点目。地域社会への関わり方の疑問を明確にするため、地域で支え合い条例の制定をする考えはどうか。

次に、2件目の温浴施設の開発計画をと題して、住民の健康増進と癒やし、憩いの場として、温浴施設の開発計画を進めてみてはいかがでしょうか。

1点目。高齢者の憩いの場や、生き生きと暮らせる主な環境づくりは。

2点目。温浴施設の開発計画が進められたと聞いております。その内容、詳細について伺います。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 小川克也議員の1件目の、今こそ地域の支え合いをとの一般質問にお答えいたします。

まず1点目の行政区の役割と期待することについてのご質問ですが、行政区は村政の円滑な運営を図るために、村内14行政区に区分けされ、各行政区からの推薦により行政区長を委嘱しております。行政区長を中心として、各地区それぞれの地域の特性を生かして運営を行っていただいていると認識しており、今後も引き続き円滑な村行政の運営のために、地区の取りまとめをしていただけるものと認識しております。

次に、2点目の各行政区の住民加入状況と運営していく中での主な課題はとのご質問ですが、先ほども申し上げましたが、各行政区はあくまでも行政区長を中心に運営していただいております。なお加入状況につきましては、中には加入されない世帯もあるとお話は聞き及んでおりますが、各行政区の地域性もありますので、加入状況をはじめと

する様々な課題等につきましても、地域の皆様の自助、共助により解決されるものと考えております。

次に、3点目の地域社会への関わり方の基本を明確にするため、地域で支え合い条例の制定をとのご質問であります。小川議員の懸念されております少子高齢化による地区の活力低下につきましては、全国的な問題であるとも感じているところでございます。本村では、幸いにして各行政区におきまして地域コミュニティの維持が図られており、行政区長の皆様を中心として、分館長や民生委員など各種委員の皆様の活動により、行政区の維持形成がなされておりますので、条例制定までには及ばないものと思っております。

次に、2件目の温浴施設の開発計画をとのご質問にお答えいたします。

1点目の高齢者の憩いの場や生き生きと暮らせる主な環境づくりはとのご質問ですが、参加者の楽しみや健康づくりを目的に、村や社会福祉協議会が主体となって、いきいきサロンや支え合い懇談会、一人暮らし交流会などの事業を行っております。今後も、高齢者が生き生きとして暮らすことができるよう、サロンや交流会等の充実を図ってまいりたいと考えております。なお、各地域において、支え合い隊やボランティア友の会を中心に、お茶っこ会が積極的に開催されております。住民が主体のサロン活動は最も望ましい姿であり、集いが憩いの場となるよう、地域住民の皆様と連携を取りながら、地域の支え合いづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、老人クラブやシルバー人材センターでは、生きがいつくり活動や健康づくり活動を通じて、高齢者等の支え合いに大きく貢献しており、生き生きとした生活に大きな効果が期待されておりますので、引き続き後方からの支援をしてまいります。

次に、2点目の温浴施設の開発計画が以前進められてきたと考えているが、その内容はとのご質問ですが、村では万葉・おおひら館周辺の鑑沢地内において、温浴施設を含めた地域活性化に寄与する施設の整備を検討した経緯があります。当該計画地を平成20年に都市公園から除外した後、造成工事を進め、また、造成工事と並行し平成22年から平成24年にかけて地域活性化交流施設整備事業として検討を進めたものです。この際には民間企業に事業提案を募集し、選考の結果、候補者に選定された事業者を中心に具体的検討が進められ、温浴施設や健康増進施設、飲食店、コンビニ産直施設等の整備やテナントの誘致など様々な検討が行われましたが、結果的には東日本大震災の影響や長引くデフレ経済の不況の影響などを理由に、計画の実現までには至らなかった次第です。

なお、住民の健康増進と癒やし、集いの場として、温浴施設の開発計画を進めてみてはどうかとのご質問ですが、施設整備は事業主体の在り方や住民のニーズ、その需要量と施設管理なども含め、考えていかなければならないと理解しているところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） まず今、答弁いただきまして、まず再質問する前に村長に確認したいことがあります。1回目の答弁いただきまして、2点目の各行政区はあくまでも行政区長を中心に運営していただくと。また様々な問題でも、その課題解決に向けても、皆さんの自助、共助により解決されるものという2点ありますが、これちょっと、今、ぱっと見て朝ですね。各行政区で問題を解決してくださいという捉え方をしましたが、村長としてはどのような考えかまずその点からお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） あくまでも行政区長を中心に運営していただいているということの、今の状況ということでお話しさせていただいたところでございます。その後の地域の皆様の自助、共助により解決されるものと考えておりますということだと思いますけれども、やはり地区、行政区の区長さんを中心に、今、大衡村はとてもいいような環境になっていると、私は行政区長の会議の中でも区長との会議の中でも感じておりますので、何ら今のところ問題点などはないように感じているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 問題ないということではありますが、順に再質問に入りたいと思います。

この支え合い、今こそ地域で支えようということ、今年の3月26日に地域包括支援センター主催の支え合い総会がありました。支え合う地域人づくりについての講話をいただき、各自主グループの活動内容も紹介していただきました。村長、議長も祝辞もいただいて、ここに傍聴来ている方も参加されたんじゃないのかなと思っております。その中で特に感じたのが、各自主グループの皆さんは自然と人と人がつながって、互いに気かけ合って、それが支え合っており、地域住民が支え合うことの重要性、今まで以上、これまで以上に必要だと改めて総会に参加しましたので、このような質問に今回なりました。

また、この件名にもなりますが、総会の中で講話の演題、今こそ地域の支えをと、こ

れあまりにも感銘というか頭から離れることができず、この件名をつけさせていただきますので、この件もご了承いただきたいと思います。

まず1点目ですが、各区長をはじめ役員の皆様には、村長の期待すること、役割、村政の運営、円滑に進めていただくためにも、日頃から様々な課題をみんなで協力して、触れ合いのある快適な地区づくりを目指していただいております。各行政区、村に本当になくはない組織でもあります。この行政区の大切さ、役割、そういうことを村民が薄れてきているんじゃないのかなと、私は個人で思うんですが、その辺村長、どのように感じているか伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 行政区もそれぞれ個性と申しますか、区長によっても個性的なこともございますし、その中で薄れてきていると感じるかと申しますと、区長会の中で、毎月本村は区長会をしております。ほかの地域に聞きますと、区長会すら年1回だよとかそういうところがある中で、本村におきましては毎月やっているところで、交流も区長の皆様と交流も図っているところがございますので、そのような薄れているとか、様々な問題が全然ないと言ったらうそにはなるとは思いますけれども、そのような状況にはまだ至っていないと私は感じているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 私個人思うことなんですが、今の住民同士の顔の見える関係、人と人とのつながりが大分弱くなってきているんじゃないのかなと。私個人、何回も言いますがそう感じるんですね。行政区に対する皆さんの考え方、多様化も随分低下してきているんじゃないのかなと感じます。改めてこの先ほどの役割だったり、行政区における行政区はこんなことをして大衡村には大きく貢献しているんだよということを村民にも周知する、広くお知らせする必要があるかと思いますが、その辺どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 住民同士の顔が見えるような関係というのが、なかなか皆さん仕事を共働き、昔で言えば今では考えられない、女性は家にいて男の方が外で働くというのが昔の何十年も前の戦争前と申しますか、今、テレビ小説でもありますけれども、虎と翼というテレビがございます。やはりいろいろな環境の変化がある中で、もう女性の方も仕事、子供は大部分が保育園とかそういう部分に、集団の中で生活しているということが、もう80%から90%ぐらいになっているのではないかなと感じております。一つの象

徴といたしましては、幼稚園の送迎バスです。今、2人しかございません。幼稚園部門において。ということは皆さんがやはり仕事をしているということで、送迎は自分たちの力でやっているという方々になっております。そんな中でやはり土日しか休みがないとか、平日の様々な仕事によって平日の何曜日しか休みがないとか、シフトによってそれぞれの休みだという方もいらっしゃいますので、そのところはとても難しいのではないかなと思っております。

ただし、先日の花いっぱい運動もございました。各地区、区長さんを中心にやっていただきまして、きれいにその地域の色を出していただいたと思っております。そこにも皆さんどのくらいの、その地区によっても人数的なところも違うと思います。また議員の皆様もそこに、花いっぱい運動にも参加された方もいらっしゃると思います。本当にそこには、本当にこの場で御礼を申し上げたいと存じますけれども、そんな中でやはりコミュニティーは、まだ大衡はほかの自治体、ほかの他町の行政区よりはいいような形で回っているのではないかなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） ほかの行政、他の自治体よりは大衡村、コミュニティーが大分含まれているのではないのかなと村長の考えであります。各行政区のいろいろ行事があります。決まって同じメンバーというか顔ぶれだとも聞いております。今回花いっぱい運動があって、参加の促すような取組、無線放送を使ってやっておりましたが、もっと若い世代に来ていただくように、もうちょっと周知活動を徹底して、いろいろLINEとか使って交流を深めて、そして行政はこういうことが大事なんだよということを広く周知していただきたいと思いますが、再度伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 行政区によっては決まったメンバーになっているということもあります。班長が毎年替わるということで、その部分の解消は少しはなっているんじゃないかなと思っております。区長の中では、やはり決まったメンバーになってしまっているところもあるということもありますけれども、そこも致し方ない状況ということもあって、こういう行事があるから全戸、毎戸を必ず出してくれということも本当に難しい現状だということは、私も感じているところでありますけれども、ここは行政を主体として行政が本気になって、皆さん出てください、皆さん皆さんということも一応周知はいたしますけれども、このあとは考えとか状況がありますので、LINE、様々X、様々なS

NSの媒体も使いながら今後も取り組んで、今も取り組んでおりますけれども、ますますそういう部分を活用しながら取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 村では、XやLINEも様々なSNSだったり使用して、周知活動を徹底しているわけでありますが、例えばですが、おおひら広報ありますよね。特集欄、ああいうところにも各行政区の活動内容だったり役割、そういうことをこれまで以上に、今でもやっておりますが、私は周知する、していただきたい。その辺いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、小川議員が言ったように、広報において活動内容、様々なことを紹介する、各地区の行政の何か取組というのを毎月こう変わっていくのもいいんじゃないかなと、今、ちょっと感じたところでもございます。また、今回この大衡村暮らしの便利帳、こちらも毎戸配布させていただきました。こんな中でやはりいろいろなことが書かれ、多分小川議員も見られたと思うんですけども、これも職員が考えまして、いろいろな広告宣伝いただき、企業様とか様々な方々の広告宣伝をいただいた中で、これは無料で作らせていただきました。これも職員が本当に知恵を絞って、このような本1冊のものに保存版としてなったところでもございます。これも住民の方々からは、とてもいいものだ、見やすいとか分かりやすいというお言葉もいただいております。そんな中で、村としても職員も頑張っているいろいろとやっているということを知っていただければいいなと思っているところでもございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） あと村長の行政区に対する期待すること、たくさん様々村を円滑に進めるために期待を持っているかと思えます。今後、行政区、各行政区に対してどのような支援が必要になってくるのか、また区長会でどのような要望があるのか。議会と区長会、2年前ですか、懇談会をしました。大分2年もたって社会情勢も変わってきていると思いますので、その辺ちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 行政区に期待することは、やはり皆さんのコミュニティーの大切さ、そういうものを、まず改めてお祭りだとかそういうものを含め、コミュニティーの大切さを人と人の触れ合い、また、家に閉じ籠もるのではなく一歩踏み出して、地域の方々

とやはり触れ合うということが、これからとても大事ではないかなと思っているところ
であります。

また、今後行政区に支援といいますか、今はどちらかという何年か行政区の集会所、
集会室が何年かもうたっているということで、屋根とか外壁とか様々な修繕箇所が出て
きているところであります。そこも村としても、何分の幾らということで行政でも基金
の活用をしていただきながら、こちらもある程度の助成はしていきながら、今、やって
いるところでもあります。

あと議員の皆様も懇談会をしていただいたということでもありますけれども、私どもも
先ほども何回も申し上げましたけれども、月1回の区長会等の話合いの中で、それぞれ
様々なことをお話を話合いをしていて、解決に導いているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 様々と村長も各区長たちと密に連携を図って、よい関係を築き上げてい
るのではないのかなと感じております。住民からいつもの話題、話題というか要望が上
がっているのが河川愛護作業、本年度からちょっと変わるようですので、その辺をちょ
っと詳しくお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 河川愛護のことは、今回、今年度から県の補助金がついたので、都市
建設課長に詳しく説明させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 河川愛護のほうですけれども、村長からもお話ありましたとお
り、河川愛護会というのがございまして、こちら行政区長で構成していただいている河
川愛護会、こちらのほうでも以前からいろいろ河川に対する課題等々、ご意見いただい
ておりまして、そういったことを踏まえながら宮城県のほうともいろいろ相談をさせて
いただきまして、その委託金という形で委託料をご支援いただくような形になりました
ので、今年度からこれまでの河川愛護作業という奉仕作業の方式から委託作業的な契約
を取りまして、実施する方向に変えていったという次第でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） あと今回各地区、行政区と懇談会、先ほどもお話ありましたが、住民か
らは直接村とお話もできてよい機会だったと、また議会と行政区、直接懇談会するより
効率がよかったという声もいただいておりますし、大変住民に対して好評だったと思

ます。今後、そのような住民の人たちと懇談をするような会、今後どのように考えているか、その辺もお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 昨年は、私4月の末に就任いたしましたので、なかなかそれで半導体 came たり、本当に様々忙しくて年内に本当はやりたかったことができなく、1月から2月の開催という形になりました。今年度におきましては、11月ぐらいには行いたいということで、いろいろと課長会議でも話をしているところでございます。年1回はこのような形をしていきたい。先日、今、議員から言われた、小川議員から言われたように、皆様から本当にこのような地区懇談会、本当に何十年ぶりでやっていただいてよかったというお話はいただいておりますので、今後も継続して、年に1回はやってまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 執行部側も休みを返上して住民と懇談を深めていただいて、本当大変だったと思います。また、村を円滑に進めていただくためにも、来年度ですか、検討するということですので、機会があればぜひその方向性で進めていただきたいと思います。

また、2点目の加入状況になりますが、村でははっきりとした加入状況は把握していないということですが、最近、これも私個人の考えなんです、行政区をやめたいとか会費を払いたくないという声、以前はなかったんです。こういう話。これ本当に今、ちらほら聞こえてくるんですね。今後、このような加入者、行政区に入らないということが今後増えてくればですよ。今、先ほど村長、いい関係だと言っておられますが、今、本当に聞こえてきております。今後増えてくればどのような村への悪い影響が出てくるのか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 行政区をやめたいとか会費を払いたくないという個人的な方がいらっしやるというお話でございますけれども、区長会の中では、そのようなことはまだ、話題には上がってはいないところであります。ただし、今回、今、お話がありましたから、今回の区長会の中では、このような一般質問がありましたということの議題、この内容の議題といたしましてこの問題も取り上げていただいて、今後このことがあったときにどのような不具合が起きてくるものなのか、そういうものも区長の皆さんと共にご意見をいただきながら、執行部としてもいろいろと考えていかなければならないのではない

かなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 今の大衡村は外国人の方も多分多く住んでいる方がいるかと思います。やはりこういう方にも、各行政区の役割だったり必要性を分かるように周知していくことも必要かと思ひますし、まだ加入状況、入らないという方が少ないかもしれませんが、もうこういう時期、私の耳にも来ておりますので、早速こういう加入促進に向けての取組、ぜひ村長、やっていただきたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、問題が大きくなってからでは遅いこともありますので、先ほど申したように、区長会、今月の区長会の話題としてこちらを提供させていただきます、区長の皆さんと外国人の方々もいるということ。これから半導体、企業がいろいろと工事の始まり、また、いろいろと詳細が決まってくると、従業員の方々も台湾からは200人から300人の方々がいらっしゃる。ただ、住まいとして大衡に住むかどうかということは、まだまだ全然分からない状況でございますけれども、そんなときもやはり窓口である住民生活課、そのとこできちんとした大衡村としての暮らしのこの便利帳もお渡しをしながら、この便利帳を見ていただく、そして分からないことは何でも相談に来てほしい、そして行政区の仲間になっていただきたいということも、これから加入の推進もしながらやっていこうとは思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） あと2点目の、運営していく中での課題、様々な課題もありますが、その答弁も自助、共助により解決されるものと考えておるといことですが、村でも様々な問題、支援で解決していると思ひますが、この3点目、地域社会の関わりの基本を明確にするために、条例制定いかなくても各行政区の役割だったり住民の役割、また事業の役割、事業者の役割、村の責務等をやはり明確にして明文化していくことが、その様々な課題解決に向けての取組だと思ひますが、村長、再度伺いたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 1問目の答弁で申したとおり、大衡村としてまだ条例の制定までにはいかないのではないかと思っているところであります。この質問をいただきまして、私もこの地域での支え合い条例ということを検索してみました。やはりやっている自治体もあることも分かりましたけれども、本村におきましては、もう少しこのところはも

う少したってからとといいますか、様々な条件がなったときとといいますか、区長とここもお話をしながら、このところを、今は多分、村ではまずいいのではないかなと個人的には思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 条例制定までいなくてもよいかと思いますが、今の様々な問題、本当にたくさんあります。行政区の役員の担い手不足だったり、先ほどの区長会と懇談会の中でも話が上がりました。若い世帯が多くなってきて役員の成り手がいないと。また、役員の改選時もなかなか決まらず、区長が1軒1軒回ってお願いに上がったとも聞いております。そのお願いした人も高齢者になって、いつリタイアするかも分からないとも嘆いておりました。やはり今は本当に村長も今は大丈夫だと、地域コミュニティーがしっかりしているということではありますが、やはりこれを後世に引き継ぐため、将来にわたって大衡村が支え合って生活していくんだよということを、先ほど言いましたが、みんなで共有して広く周知していくことが、私は、今、必要だなと思いますので、その辺伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、役員の成り手不足、高齢化、こういうこともそれは区長からはいただいているところもでございます。行政区の会議も1時半という時間になっております。やはりその時間も、成り手としてやるのに若い方がなるのには1日休んでその会議のために出なければならない。今回、ある行政区では40代の方が行政区長となっていただきました。その方からも何とかということで、村長ということでお話をいただいているのは現実でございます。区長会のこれからの時間の在り方とか、あと成り手になる部分もこれからやはり大事になると思いますけれども、未来の子供たちのためにこれからの行政区の在り方、そういうものも小川克也議員の言われたように、条例の制定だとか、遅れて何だかんだするよりもコミュニティーがしっかりしているうちに様々なことをするのがいいんじゃないかというようなお話だと、今まで聞いて質問を受けて感じております。そんな中でやはり一つ一つ問題の解決策を探りながらやってまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 一つ提案なんですけど、支え合いとつながり、こういうこの関係を進めていくためにも、毎月15日の日を決めて、支え合いの推進月間として進めていくのもいい

提案なのかなと考えております。例えば今、街頭指導している方も毎朝五反田交差点で行っている方もおられますし、小学校でも民生委員の方ですか、街頭指導しております。あとPTAの方も小学校、されているかと思います。そのように子供たちを支え合って大衡村では推進していくんだよということを村民みんなで共有して、15日でも1日でもいいので、外に出て挨拶運動だったり街頭指導から、みんなで村長、始めてみませんか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、五反田の毎日の活動には本当に敬意を表しているところでございますし、小学校の村っこの方々も挨拶運動ということで、校門のところで挨拶運動していただいていることにも敬意を表したいと思っております。また、今の小学校の仙台校長先生も、毎日雨のときもかっぱを着ながら、子供たちの安全街頭指導していただいていることも、私も見ておりますので敬意を表したいと思っております。そんな中で、15日でも皆さんでやるある日というのは、村っ子7か条というのもございますので、そこもうまく使いながら、そのようなことができるかちょっと分かりませんが、そんな中でも支え合い会という団体がございまして、毎月20日以降毎日集まっていますと支え合いの活動をしている団体がございます。その団体の方々を何とかこのいろいろとお茶、その方々は行政区を回ってもうお茶っこ会をしていただいて、皆さん、近場の集会場に集まっていたら会話、そういうものも、今、どんどんやっていたらいいところでもありますので、そういう方々を大事にしながら地域コミュニティーの大切さを今後も伝えていきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 様々な各自主団体が本当に支え合いについて様々な活動しております。そういう方を皆さん一斉にみんなで共有しようということで、15日設けてみんなでやりましょうということですので、村長、その辺皆さんにこうやってみましょうということで、どうですかね。こういう取組、15日を支え合う推進月間として、もう一度最後伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私の一存ではこのことをやろうということ、最終的には私が決めることですが、課長会議、そして課内、その部署の課といろいろと話し合いをしながら、いろいろと考えてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） ここで休憩いたします。

再開を1時15分といたします。

午後12時11分 休憩

午後1時15分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。小川克也君。

4番（小川克也君） 2件目に入ります。1点目の高齢者の憩いの場やいきいきと暮らせる主な環境づくりはということで、村では社会福祉協議会と連携を密にして様々な事業を展開しております。また本年度、高齢者の第9期の計画ですか、策定も出来上がって様々な事業を展開して、本当に村民、高齢者に対してその事業も定着し始めており、本当に生き生きと暮らせる環境づくりを整備していただいているなと思っております。また、答弁の中でもいただきましたが、住民が主体のサロン活動が最もふさわしいということがあります。本年度、新規事業で生き生きと生活できる何か新規事業ありましたよね。その辺詳細、進捗状況、スタートしたばかりですが、進捗状況をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そちらの詳しい内容については健康福祉のほうに答弁させます。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 第9期介護保険計画策定させていただきまして、今年度からスタートを切っている状態でございます。事業内容としては、ほぼ第8期のものをそのまま踏襲しているものと、また新しい事業としては介護と後期の一体化ということで、そちらの予防事業のほうに力を入れたいと考えております。そちらのほうの事業も徐々に進んでおりまして、まずはモデル地区として衡上地区を選定させていただきまして、いわゆるお茶っこ会とは似ているんですけども、ひなたぼっこの会ということで、お茶を飲んだりですとか、サロン活動というのに力を入れている状態でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） また、本年度からの健康づくり、生きがづくり活動を行う高齢者に対して65歳ですか。5名以上の団体に補助金を制度するというのもスタートしておりますので、その辺まだ始まったばかりであります。進捗状況を再度伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 今年度から始めたその健康づくりのサークル活動的なものに対

する補助金に関しては、現在のところ3件の団体からの申請があるような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 3件、大衡村には様々な65歳以上で5名の方でいろいろ活動している方、ただ多くいるのかなと思っておりますが、この事業、本当に高齢者に対して生き生きと暮らせて、また目標を持って生活できる大変よい新規事業だなと思っております。まだ3件、少ない申請数であります。今後こういう事業をもっと活動している団体に周知して、またその団体からもう少し補助額を増やしてほしいとか、補助事業の対象をもっと拡大してほしいという要望があれば、来年度以降その要望を生かして、よりよい高齢者に対して生き生きと暮らせる事業にしていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 答弁は、求めるんですか、今ので。（「はい。村長お願いします」の声あり）では村長。

村長（小川ひろみ君） この健康増進活動事業補助等の補助金事業、こちらは住民の方からのすごい声もございました。また、私も公約といたしまして、一生懸命頑張る高齢者の方、健康づくりをしている方々に対しての補助金ということでやってまいりましたので、65歳以上の5人以上のグループであれば、申請をしていただいてやっていただいております。今のところヨガとかウオーキングの方々、そういう方々にこの補助金を理解していただきまして、上限3万円ということですが、今、小川議員からあったように、始まったばかりの事業でございます。来年度以降、もう少し補助額を増やしてもいいんじゃないかということがあります。やはりグループの方々は、年金生活の方々だったりそういう方々が多いということもございますので、講師等への謝礼とか、講師の方々への今は交通費、そういうものもやはりお支払いしなければならないような状況であったり、あと会場使用料、本村であれば会場はほぼ大部分が免除の対象にはなると思うんですが、そういうことも含めると、やはりこの金額ではなかなか大変だろうなどは思っているところでありますけれども、一生懸命頑張って健康に注意しながら自分たちのことは自分たちでやれるような生きがいを持ってやっている方々でありますので、これからも議員の皆様のご理解を得られれば、皆さん、こういう方々への補助、そういうものも拡充してもいきたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 2点目に移ります。大衡村に温泉ができるんだよということですね。僕

が小さいときに耳にちょっとちらっと聞いておりました。今回計画は本当にあったのかということで、詳細についてお聞きして、いろいろと検討も重ねて進んで進めた事業なんだなと理解しました。また、この事業を進める上で、いろいろ委員会とかメンバー構成とか、その辺どのような形で進めていったものなのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） このことにつきましては、都市建設の課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、当時この温浴施設を含めた地域活性化整備事業という形で民間事業者を募って、その検討の主体は民間事業者が主体となって進めていたという経緯でございます。その中に当時村長ですとか副村長、担当課長や担当者も入って、そのプロジェクト会議ということで会議を重ねて、いろいろ検討を進めてきたという経緯でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） そうしますと、これ15年前ぐらいになりますか。あと今、いろいろ職員で携わった方っておられるんですかね。その辺もお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、当時検討した職員は在籍しております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） あとこの温浴施設、万葉・おおひら館周辺のこれ鑑沢地内ということで、詳しくはどこを用地として検討していたものなのか、それもお聞きしたいと思います。詳しく例えばローソンだったよとか、わ・は・わとか万葉館だったよとか、その辺をちょっと詳しく聞きたいと思います。

議長（高橋浩之君） 答弁できますか。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今、ご発言ありました場所、エリアを一体的に、おおひら・万葉館ですとかコンビニ、わ・は・わの施設、あの辺り周辺一体的に総合的に、いろいろな施設を誘致なり何なりということで検討していたということで、鑑沢、あと一部大日向という地内も含まれておりますけれども、あのエリア一体的に検討を進めたという経緯でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 温浴施設、民間事業ですか、募って進めていたということですが、大衡村にも温泉が出るということで認識してよろしいのでしょうか。温泉の成分が出るということで。

議長（高橋浩之君） まず村長。

村長（小川ひろみ君） 多分掘ればどこでも日本全国出てくるのではないかと考えております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） それでは大衡村では、あそこの前を万葉クリエートパーク付近に掘れば温泉の成分が出ますよと。もう一度こういう、その前に事業者に対して、村がどのような要望を出して募ったものなのか。例えば村の土地を無償で貸しますよとか、その辺ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 当時のこと、答弁できますか、村長。

村長（小川ひろみ君） 平成20年に都市計画の変更がございまして、都市公園から除外し、第1種住居地域に指定したということでございます。あと平成22年に地域活性化交流施設の開発に係る事業者を募集、プロポーザルでの募集をいたしております。あと平成22年から平成24年にかけては、地域活性化交流施設内の開発計画に係る検討ということで、計22回の委員会を開催いたしまして、温浴施設、あと飲食店、あとコンビニとか、あと産直施設等の整備、誘致等を検討したということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 事業者に対してはどのような条件を出して募ったのか。分かる範囲で教えてください。

議長（高橋浩之君） 村長。まずは村長。

村長（小川ひろみ君） 都市建設の課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 事業者を募集した段階では、例えば土地を無償で提供しますよととか譲渡しますよとか、そういった条件までは明確になっていなかったと記憶してございまして、いろいろ事業提案をいただく中で、その中でこういった在り方がいいのかということも含めて検討してきたと認識しております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 大衡村ではその周辺を掘れば温泉が出ると、また事業者に対して募って、もう一度この地域活性化事業、立ち上げてというか進めてもいいんじゃないのかなと個

人的に考えております。今、半導体企業進出に伴って、あとクリエートパークのキャンプ場ですか、整備をされますので、その辺もう一度土地も空いてるようですので、その辺含めて事業、都市計画地域活性化推進事業として進めてみてはいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、村有地がございますので、その部分を今後どのように活用していくかということも、検討委員会、そういうものも立ち上げていきながら、いろいろなことを考えてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） やるということでよろしいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 地区懇談会において、ときわ台の住民の方から温泉施設が欲しいという要望はございました。昔、昔というかコロナ以前は大瓜にあります花の杜ゴルフ場の温浴施設、そこを冬期間だけ村民に開放ということでやっていただいております。そのときもやはり若い方々、結構家族でいらしたり、そういう形でいたところ、私も近くでしたので、一緒にいろいろな会話ができたりというのが、そのいいところでございました。今後、そのようなことが住民の方からもお話をいただいております、これから景気をもっともっと高まっていきまして、皆さんからそういうのが欲しいというようなご意見をいただいたときには、そのような形で、どのようにできていくものなのかを考えてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） ある高齢者から、村では様々な事業をしていきいきサロンとかして、本当にいい環境だと言っております。しかし祭りもなくなる、敬老会もなくなる。私の楽しみ、小川君なくさないでよと言われたんですね。そして温浴施設、昔そういう話あったなと言われまして、そして温泉施設があったらどれだけ私が生き生きと生活できるかと、その方は言うておりました。また、先ほど花の杜ゴルフ場、冬だけ、冬期間だけ開放していたという経緯がありましたが、ゴルフ場をそう開放した経緯としては、どのようないきさつがあつて開放されたものなのか、その辺をお聞きしたいと思います。すみません、質問項目ではありませんが。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 花の杜の土地の使用料の減額をしたことによって、その代わりという

かそういうような経緯の中で、冬場だけの冬場クローズの中だけでの温泉の開放ということに聞き及んでいるところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） その花の杜ゴルフ場の温浴施設は、開放に向けてはもうできないということですかね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、まだ私もコロナ禍になってからもう5年間、そのような開放はできないというお話でありましたし、今もコロナ禍は明けたともいうものの、その温浴施設といいましてもまだまだ小さな、そんなに大きくないお風呂でもございますし、また、ゴルフを利用する、この異常気象によって、天気もいいので冬場も大部分ができるような、今、状況になっているのがゴルフ場だと思っておりますので、そういうことが本当に可能なのかどうかも、これから聞くことはやぶさかではないなとは思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） ぜひ村長も大分花の杜ゴルフ場に温浴施設に通っていたかと思えます。ぜひ花の杜温泉施設開放のときは、本当に住民同士会えばお話ししたり情報交換として、本当にほっとする憩いの場でもありました。村民から花の杜をまた開放してほしいという要望もいただいておりますので、村長、花の杜ゴルフ場にいろいろと顔のつながりあるかと思えます。花の杜に行けば、村長村長と慕われて本当にいい関係だと思えますので、ぜひお話を、また開放していただくようにお話をさせていただきたいと思えますが、再度伺いたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そのような形でできれば本当にやっていただくのが住民の方々への、やはり生き生きと暮らしができるというか、お風呂ってやはりほっとするところであり、癒やしの場でもあると思えます。開放していた時には、日中はやはりちょっと年齢の高い方々が、もう何回も入ったんだよとかね、2回も3回も休み休憩しながら入っているって、休憩室もございましたので、畳の上で寝たり起きたりしながら楽しんでいたのを見ておりましたし、あと夜になればアパートとか住宅の方々も結構来ておりました。冬場の光熱費、ガス代が高いんだよということで、その部分を無料開放ということでございましたので、本当に楽しんでくださっておりましたから、今後そのことがかなうかど

うか分かりませんが、話のほうはさせていただきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 終わります。ありがとうございました。

議長（高橋浩之君） 以上で小川克也君の一般質問を終わります。

次、通告順位3番、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 通告3番、石川 敏であります。

私は、子供子育て支援事業、その取組について質問をいたします。

近年、我が国におきましては少子化が進んでおります。こういった中で、国においても様々な子供対策に取り組んでおりまして、次代を担う子供たちの健やかな成長を図るため、こども基本法というものが今年の令和5年4月1日に施行されております。この法律の施行と合わせまして、国におきましてはこども家庭庁も同時に発足しております。それで、子供に関するいろいろな政策、それを総合的に推進する体制がスタートしております。

本村におきましても、平成27年に大衡村子ども・子育て支援事業計画というものを策定しております。それで第1期の計画といたしまして、平成27年度から令和元年度までの5年間、そしてその後、第2期計画、令和2年度から今年の令和6年度まで、第2期計画ということで取り組んでおるところでありまして、今年度が最終年度になっております。村の子ども・子育て支援事業、いろいろな多岐にわたっておりますし、いろいろな分野にわたって展開しております。当初数個の事業から始まりまして、徐々に事業の対象、制度の内容、対象者、そういったものが幅広く拡充されております。それで現在におきましては、福祉部門に限らず教育なり何なり、多岐にわたって数多くの施策が展開されております。しかしながらそれぞれの事業におきましては、当初のスタートした時点も違いますので、独自、個別の事業の実施の取組というような内容にとどまっているのではないかと。子ども政策全体としての関連づけた体系づけたような制度設計になかなか成り切れていないように見受けれます。子ども・子育てに関する様々な支援制度、それぞれの年代、あるいはその家庭の状況に応じたような効率的な支援策、そういうことを再構築することも重要ではないのかなと考えるものであります。

国で制定されておりますこども基本法、この中の第10条の規定、そこにおきましては、都道府県においては都道府県こども計画、それから市町村におきましては市町村こども計画、この策定ということが努力義務となっております。村の今の話しました子ども・

子育て支援事業計画、これも10年間の計画が今年度で終わるわけであります。ですから来年、令和7年度からやっぱり新しくこの国のこども基本計画に沿ったような新たな村としての計画、大衡村こども計画、そういったものを策定する必要があるのではないのかなと考えるものであります。

今回一般質問で、通告に記載しております事業につきましては、様々ある事業の中で一部分の事業を捉えて出しておりましたけれども、やっぱりこのそれらの事業におきまして、ここ最近の事業の実績の推移の状況、どのような状況になっているものか。そして事業の効果なり何なりはどのように検証評価しているのか、分析しているものか。その辺を伺うものであります。様々なこの各種の子ども支援事業実施につきましては、毎年相当の予算を要します。そういうことで、大体は国なりの支援制度、補助制度の中で乗っかっている事業もございますけれども、村の財源として多額の一般財源予算も要します。そういうことで、そのためのやっぱり財源対策ということも当然として考える必要もあると考えます。それでその財源の確保策ということで、一つの案ということで、子ども・子育て支援事業に対する特定財源、やっぱりある程度必要ではないのかなと。恒常的に対応するような財源策をやっぱり見つける、あるいは確保していく対策も必要になってくるのではないのかなと考えられます。ということで、通常の前算だけじゃなくて新たにそのための特定目的の基金をつくってはどうかと。そのような考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

それから庁内の福祉、子供対策に当たっての担当の庁内の課の機構改革の件であります。昨年10月に庁内の各課の再編計画というものが、議会の全員協議会で説明ございました。その時点では、細かいようなその内容がまだ十分に固まっていないというようなこともありまして、もう少し詳細、今後も検討していくということで、議会の提案、条例改正の提案を見送っております。その中で子供政策に担当する部署につきましても、新たに専任の担当課を設置したいというような考えもございました。ですので、そういった庁内の再編の下の体制、現段階でどの程度まで進んでおるものか、いつ頃そのような実施に向けて具体的に議会に対する条例改正の提案なり、あるいは業務のスタート、いつ頃からやろうということで考えておられるのか、そういった部分について、まず第1回目の質問としたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 石川 敏副議長の子ども・子育て支援制度の体系化をとの一般質問に

お答えをいたします。

1点目の各事業の実績と効果をどのように分析しているかのご質問ですが、子育て支援券は、村内に住所を有する妊婦に対し5万円分のクーポン券を支給する事業で、過去3年間の実績といたしましては、令和3年度は利用者が71人で218万8,000円、令和4年度は利用者が45人で122万8,000円、令和5年度は利用者が47人で124万8,000円となっているところでございます。財源の内訳といたしましては、令和4年度よりタクシー乗車にかかる事業経費を県補助金を活用としており、令和4年度は、県補助分が3,000円で、一般財源が122万5,000円。令和5年度は、タクシー乗車利用実績がありませんでしたので、一般財源として124万8,000円となっているところでございます。

出産祝い金につきましては、出産日に村内に住所を有する子の保護者に対して、児童1人当たり5万円を支給する事業で、実績といたしましては、令和3年度は32人で160万円、令和4年度は27人で135万円、令和5年度は24人で120万円となっております。

入学祝い金につきましては、小学校、中学校の入学時に児童生徒を養育している保護者へ児童生徒1人当たり3万円を支給しており、実績としましては、令和3年度は小学生76人、中学生52人で384万円、令和4年度は小学生60人、中学生55人で345万円、令和5年度は小学生65人、中学生64人で387万円となっております。財源の内訳は、小学校入学時の第三子以降にかかる経費を県費の補助を充当しており、令和3年度は、県補助金が16万5,000円で一般財源が367万5,000円、令和4年度は、県補助金が24万円で一般財源が321万円、令和5年度は、県補助金が15万円で一般財源372万円となっております。

子育て支援券、出産祝い金、入学祝い金は、妊婦や子育て家庭に対し、経済的、心身への負担軽減を目的とした支援事業ですが、子育て世代等の家計の一助として、負担軽減が図られているものと認識しているところでございます。

子供医療費助成につきましては、平成14年4月1日より事業を開始し、平成16年4月1日からは18歳まで助成年齢の拡大を図り、平成23年4月1日からは、一部負担金控除額を廃止し、全額助成としております。過去3年間の推移ですが、対象者につきましては、令和3年度は1,081名、令和4年度は1,023名、令和5年度は984名となっており、助成額は、令和3年度は2,898万6,756円、令和4年度は2,846万2,271円、令和5年度は3,247万2,745円となっております。

また、財源の内訳としましては、県補助金、9条交付金、基金繰入金と一般財源になりますが、令和3年度は、県補助金442万2,000円、9条交付金基金繰入金1,000万円、

一般財源1,456万4,756円、令和4年度は、県補助金378万8,000円、9条交付金基金繰入金1,000万円、一般財源1,474万271円、令和5年度は、県補助金415万7,000円、9条交付金基金繰入金2,500万円、一般財源331万5,745円となっております。

万葉すくすく子育てサポート医療費助成事業の効果につきましては、自治体が行う医療費助成により通院等が容易になり、疾病の重症化を予防することはもちろんのこと、世帯の経済的な負担が減り、住民の満足度が向上することと感じております。

こども園経費負担軽減につきましては、村内保育施設へ通園している保護者の就園等に係る経費軽減を目的として、入園料、教材費、給食費の無償や午睡用の布団リース代の一部負担等の支援を行っております。実績といたしましては、令和3年度が1,099万8,000円、令和4年度が954万9,000円、令和5年度が949万7,000円となっていて、全て一般財源となっております。子育て世帯の保護者から、とても助かっているという声が多く寄せられており、今後も不可欠な支援事業として感じているところでございます。また、今年度より村外保育施設へ通園している満3歳以上の児童の保護者に対し、給食費の一部補助を行う支援拡充も行っているところでございます。

学校給食費無償については、子育て世代の経済的負担を軽減する目的で、平成19年4月1日より、第一子10分の1、第二子10分の4、第三子10分の8、第4子以降10分の10の割合で給食費の減免を開始し、平成31年4月1日からは事業を拡大し、小・中学生の給食費の全額減免を実施しているところです。過去3か年の対象者の推移ですが、令和3年度は小学生384名、中学生158名、計542名、令和4年度は小学生388名、中学生169名、合計557名、令和5年度は小学生393名、中学生162名、計555名であります。減免額についてですが、令和3年度は小学生1,607万9,401円、中学生823万8,661円、合計2,431万8,062円、令和4年度は小学生1,899万1,745円、中学生904万7,450円、計2,803万9,195円、令和5年度は小学生1,877万5,720円、中学生901万7,907円、合計2,778万3,627円となっており、財源は全て一般財源で対応しています。なお、その他にも、村外小・中学校へ通学している児童生徒に対しても、給食費の補助事業を行っております。学校給食費無償の効果といたしましては、子育て世帯の経済的負担軽減が図られているものと考えているところでございます。

次に、奨学資金貸与事業につきましては、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって就学困難な方に対し、高等学校、高等専門学校などは月2万円以内、短大を含む大学は月3万円以内、大学院は月額4万円以内を修業期間において貸与する事業とな

っております。過去3年間の貸与者の推移ですが、令和3年度では3名、令和4年度は3名、令和5年度は2名であります。貸与額についてですが、令和3年度は108万円、令和4年度は92万円、令和5年度は60万円であります。財源の内訳については、全額が奨学資金貸与基金となります。奨学金貸与事業の効果としましては、経済的な理由によって就学が難しいご家庭の負担軽減につながっていると考えております。

移住支援金制度についてですが、本年度令和6年度より大衡村移住支援金を設け、東京都23区、または東京圏に在住し、23区内に勤務していた方が大衡村に移住し、一定の要件を満たす場合に、世帯には100万円、単身者には60万円を支給する制度で、18歳以下のお子さんがある場合は、1人につき100万円を加算する移住支援策ですが、現時点で利用実績はゼロとなっております。今後、ホームページや東京都内で開催される移住定住フェアへの参加により、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

定住促進支援制度として、若者世帯定住促進補助金と三世代同居促進補助金を令和2年度から実施しておりますが、その実績としましては、若者世帯定住促進補助金が、令和3年度は8件で550万円、令和4年度は2件で130万円、令和5年度は9件で750万円。三世代同居促進補助金が、令和3年度は1件で86万6,000円、令和4年度は3件で300万円、令和5年度は2件で200万円となっており、財源は全て一般財源となっております。なお、2つの補助制度による令和3年から5年度の転入者は20世帯、62名となっていることから、定住人口の創出やそれに伴う村税の増加等、一定の効果があったと考えているところでございます。財源確保策としては、新たな特定財源基金を創設する考えはないかとのご質問ですが、今のところは考えていないところでございます。

次に、2点目の庁内機構再編に向けての進捗状況はとのご質問ですが、昨年11月の議会全員協議会において、行政組織機構再編案についてご説明をさせていただきましたが、課の増設の必要性についての説明が不足していたことから、課設置条例の一部改正を見送ったところでございます。なお庁舎機構再編については、前回全員協議会で説明した内容を現在調整している段階となります。

以上、1度目の回答といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ただいま各事業ごとに各年度ごとに、金額も円単位まで詳細にわたって答弁をいただきました。なかなか全部を網羅するとかんがりの事業の内容、それから予算、金額になるなど感じるわけですがけれども、どれの事業をとりましてもやっぱり対象とな

る住民の方々、役立っていることは事実だと感じられます。それで今の現状、子供に関する取り巻く現状を見ますと、やっぱり最近子供の人数、ずっと減少してきてますよね。出生率がとにかく年々下がってるということによって、こども園、小学校、中学校、だんだん減少している状況でありますよね、村の人口そのものがそういう減っている状況でありますけれども、そういった中で、近年の今のお話聞くと、状況によっては対象の人数なり金額が下がっているようなものも見受けられますし、今後見据えた場合どうなのか。同じような制度内容でやっていけるものかどうか。その辺について、事業の分析効果については、なかなか踏み込んだまでの答弁ということではないんですけども、現状としてそれぞれの支援対策に当たっての、村としてここ何年間かの状況を見て、これからのどのような方向でやっていくかとなった場合、こういった部分はこのような部分で課題があるとか、こういった部分はちょっと考える必要があるなという、そういった部分で感じられる部分というのは何かないでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 本村の子育て支援に対しては、やはり先ほども詳細に説明させていただきましたけれども、一定の効果は見えているのではないかなと思っているところでございます。

ただ、定住促進、そちらのほうについての事業でございますけれども、今年度で令和6年度で事業が終わりますので、これから課でもいろいろとこれからの在り方について、議論していただいておりますけれども、私と副村長、そして教育長も混ぜてこれからの在り方、このままの内容でいいものなのか、それとも今回半導体、そのような形で大きな企業が来ることになりましたので、それについても考慮しながら、今、まだ全然その詳細が見えないというところが、今のところありますので、その部分もいろいろ見据えながら、今後の補助金の在り方については考えてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） そうですね、やっぱりいずれの政策を大分年数もなっていると思います。ですので、いつまでも、いつまでもということじゃないですね。同じような制度内容で対応できるものかどうか、今後の村としての変化が見込まれる中で、どういった制度、政策が求められるか、やっぱりそれに対応するような村としても考える必要があると思います。それで子ども計画、村でつくっているこの、私も確かあったなと思ったんです

が、あったんですね。議員にも配付されております。大衡村子ども・子育て支援事業計画、これ第2期分ですが、10年目になります。次年度以降、新たな計画を策定して取り組んでいくということになるのかなと考えるんですけども、そういった中で、次期計画ということの内容で計画を立てていくのか、あるいは当然国のほうからも子ども計画を策定しなさいというような努力目標が示されております。ある程度はそれに沿った計画内容ということも考える必要あると思いますし、現段階として、これに現在の計画に触れていないような支援事業計画、新たな計画、取り組んでいくような計画というのは、想定されているものがあるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今回、1度目の石川副議長の質問の内容でもありましたけれども、子ども基本法第9条におきまして、市町村は子ども大綱、そちらを計画をして、市町村子ども計画を策定しなさいということが努力義務として示されております。そんな中で、やはり関連の計画と一体的に作成することが期待されるとか、あと子供施策全体として考えていくこと、住民にとってとても分かりやすいものにするということ書かれておりますので、こちら石川副議長から大変貴重なご意見をいただきながら、これからのこの特定のこのガイドラインを基に様々なことをしていかなければならないのではないかなと、思っているところでございます。やはり自治体向けにも、策定に当たり本当に積極的に若者や子供や若者に対しての、積極的に意見の聴取もするよということもありますので、これからこのことも勘案しながら進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） やっぱり国から示されてますこのガイドライン、この中でも少子化対策、あるいは子供の貧困対策、そういうこともうたわれてます。あと子供に限らず、どこまでが何歳までが子供という捉え方もあるでしょうけれども、やっぱり若い人に対する対策、当然子供が減っているということで、若い人の結婚に対する支援対策、そういうことも考える必要があるのではないのかなと考えます。

あと、今、村で取り組んでいるような移住される方への対策、そういったものも取り込んだ一体的な全体的な制度、政策という取り組み方を考える必要があるのではないかなと感じるんですね。福祉のみならず幅広い分野にわたっての政策的な、村としての取り組む姿勢を新たな計画ということで取り組んでやっていただければと思います。今

の段階では、次年度早々にどうなんでしょうかね。きちんとまとめていく準備に入っているのかどうか分かりませんが、やっぱりそういうことが必要ではないのかなという感ずるんですね。現状としては今のようの中身の考え方、進捗状況としてはどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 令和5年度におきましては、子ども・子育て支援事業計画ということで第3期ということになっておりますし、昨年、今年度におきましては、貧困若者計画の策定ということで、村独自の調査も入っているところでございます。今後はこのことも計画の策定に当たりまして、子供や若者に対する積極的な意見も聴取していこうとも考えているところでございます。この基本法が昨年の4月に施行されたことによりまして、本村といたしましても、貧困や虐待への対策のほか、妊娠期から出産、そして幼児期、そして学童期、そして青年期までの成長の段階に応じた支援など、総合的なことも盛り込んでいこうかなとも考えているところでございます。また、計画に向けたものとして、いろいろな意見聴取、そういうものも第三者協議会として、学識経験者や様々な方々、あと若者や子育ての当事者も入っていくことがいいのではないかなと思っているところでもございます。可能な限り性別だとか年齢だとか、あと居住のバランスだとか、そういうものも含めまして、特定の意見に偏らないような形で考慮して取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ぜひそういったことで、既に取り組んでおられるということですので、次期計画に向けて対応していただければと考えます。今のこの計画拝見しますと、これだけではないんですけれども、いろいろな計画書、何計画、何計画でありますけれども、やっぱりその計画に当たっての数値的な目標というのが出ていないのが、結構実際に何々計画で言ってもあるのではないかと感ずるんですね。計画として文言的にありますけれども、しからば何をどこの目標に、数字的に数値的にはどういったところを目標にする計画を立てていくんだ、進めていくんだという部分がはっきりないものが結構あるなどちょっと感ずるんですね。全部が全部そうというふうにはできませんでしょうけれども、やっぱりものによっては対象となるような方々が限定されるものもありますよね。事業の内容によっては。ですので、今年度、次年度、対象者、およそ何人ぐらい事業費、何万何百万、やっぱそういうような上での計画だと思うんですね。文章とし

ての文言じゃなくて計画じゃなくて。ですからそういう計画を年次的にある程度立てて
いって、それに対してそれぞれの年度で結果としてどのような実績になったか、進めて
いったかどうか。やっぱりそういったものの評価検証が必要だと思うんですよ。計画ど
おり進んだか、進んでなければどういった部分が理由だったのだから、じゃあ見直す
必要があるのかなのか。それでもって次年度以降どのように考えていくか。当然予算、
計画は各年度でありますので、やっぱりその上での計画のサイクル、きちんとする必要
あると思うんですよ。これだけじゃなくて全てだと思います。ですからそのような考
えの下に計画を進めていただければと思うんですよ。どうでしょうか村長。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） とても貴重なご意見をいただいたとっております。やはり一つ一つ
ただ言葉だけじゃなくて、やはり考察したり、その経過をもう一度振り返ってみたりと
か、今後どのような取組をしていったらいいのかとか、やはりそういうことを、今、
何%ぐらいの進捗状況であるとか、建設現場においてはそういうことがあるわけですね。
そういう部分もこのガイドライン、様々な策定についてもその進捗状況をきちんと見極
めていく、そういうようなことがこれからやはり大事なことであるのではないかなと思
っております。今、ご意見を賜ってございましたところ、それがとても重要だなと感じた
ところがございますので、今後それを反映していけるよう努力してまいりたいと思っ
ております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ぜひそういう視点を置いて計画を進めていただければと考えます。

次に入りますけれども、事業をするために多額の予算がかかります。最初の答弁でそ
のための基金制度をつくってはどうかという質問したわけですがけれども、現段階ではそ
こまで考えてないという答えだったんですけれども、全国のいろいろな自治体では、こ
の子ども支援策のための特定の基金をつくっているところが結構あります。現状でも。
大きな自治体になりますけれども、いろいろな名称あります。こども基金、あるいはこ
ども未来基金、そういうことでつくって、それだけでは財源賄い切れませんが、
それを財源の一つにして、その基金からいろいろな事業に充当して財源として手当てを
するというので取り組んでいる自治体は結構あるはずです。県内の状況はちょっとそ
こまで私、調べられませんでしたけれども、そういうことで、村にもいろいろな基金い
っぱいありますけれども、こういうことでこのための子育て、子供対策に関するような

財源として、そういう基金をつくってはどうかと思うんですよね。今の村の基金で似たような名称ではちょっとないかもしれません。人材育成基金というのはあります。これもちょっとした事業に年間数十万ぐらいですかね、充当していますけれども、あまり使われておりません。原資では2,000万円超える残高になってますけれどもね。それも繰り替えできるかどうか分かりませんが、そういう目的のための基金、繰り替えでもできないのかどうか。あとはやっぱり財源として新たな財源を自らつくるという努力ですよ。たまたま言います。ふるさと納税、これも大きな自治体は億単位で、その財源としてふるさと納税の一部をその基金に積み立てる。あるいは毎年度の決算残金、決算残金の一部を財調に積んでいるところが多いと思うんですけれども、それだけじゃなくて、こういった特定の目的基金の一部を積むと、そういうふうに行っている自治体もご紹介します。ですから方法はいろいろあると思うんです。財源がどうのこうのって、いろいろそういう話になりますけれども、工夫すればある程度は考えられないこともないのかなと思うんです。どうでしょう、村長。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 様々なご提案をいただきました。ふるさと納税も本村として、本当に年間500万いくかいかないぐらいの金額ということになっております。気仙沼市はもう90億から100億というような膨大な金額になっている自治体、宮城県の中でもあることは承知しているところでございます。そんな中でも、企業型ふるさと納税も、今、鋭意私も努力して企業の皆様からいろいろご理解、大衡村の施策に対してご理解をいただいて、とにかく企業の皆様にも、私たち、結局ふるさと納税というものの返礼という部分で、なかなか大衡村として返礼品が皆さんにぱっと目を引くようなものがなかなかないということもありますので、私は今のところ企業型ふるさと納税のほうに力を入れながら、またふるさと納税のほうもいろいろなものを鋭意いろいろと開拓してはいこうとは思って、今、職員とも考えているところでございます。

子ども支援策の基金の在り方、これからそういうものもつくって、未来基金のような子供に対してだけの物事ができるそういう基金、また様々な施策を一体化してその基金を使っていくということのお話だと思いますので、これからそのことが可能かどうかいろいろと庁舎内、皆と課長をはじめ様々な三役、いろいろと話し合いをして、それが可能かどうかを今からいろいろともんでいきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ふるさと納税は村のホームページを開いてみたんですけども、現状では令和4年度分までしか記載されてないです。現状では、5年分が幾らなのかなと見ようと思ったらまだ入ってないんですよね。今、村長が話しました企業版の寄附金、3月にいただいたというのが載っていましたが、ある会社から。ただ金額が幾らかというのまでは入ってないですよね。載せられないのかどうなのか、公表できないのか分かりませんが、やっぱり個人だけじゃなくて、企業版ふるさと納税は返礼品ありませんので、そちらにもっと力を入れてもいいのかなと思うんですよね。村としてこのような特色ある支援事業に取り組むので、ぜひ企業の皆さん協力してください、あるいは大衡村に移住してくださいと。やっぱりそういう呼びかけも必要だと思います。5年度の分として、もし分かればどの程度の寄附額があったものか、分かりますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、課のほうでちょっと調べているところですからちょっとお待ちください。

企業型ふるさと納税、こちらは本当に、今、本村として一番、今までなぜあまり重視してこなかったこと自体が、ちょっと今までがあれだったかも分かりません。これから、今までは今まででありますので、今後やはりこちらには力を入れていきたいと思ってます。また、今回3月に企業型ふるさと納税いただいたところは、その相手方の意向で金額は出さないでいただきたいということもありますので、その辺りはご理解いただきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ちょっと正確な数字、今、持っておりませんが先ほど村長申し上げたとおり、500万円弱ということで400万円の500万がちょっと欠けるぐらいの金額だったかと思えます。

議長（高橋浩之君） 挙手。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 正確にお答えいたします。すみません、479万2,000円となっております。ホームページの関係は、毎年度恐らく決算後に掲載をしているものと思ましたので、5年度について載ってないという現状でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 令和5年度分の、ちょっと話変わりますけれども、予算の専決、今回の議案として報告に入ってますよね。その中で、ふるさと寄附金もプラス補正になっています。二百何万だっけかな。見ましたら、専決処分で3月の。ですので、今、課長が言った四百何万よりもっと増える。（「すみません、申し訳ありません」の声あり）ですよね、六百四十何万予算書見るとなっていますので、実際には上がっているんじゃないかなと思うんです。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長、もう一度。

企画財政課長（渡邊 愛君） すみません、ちょっと慌てて申し訳ありませんでした。先ほど申し上げたのは1月末現在でご報告させていただいたものでございます。今般専決のほうに載せていただいております内容としまして、ふるさと基金の総額といたしましては、521万1,000円となっているものでございます。それに企業版の先ほど申し上げました100万円が加わりまして、合わせて621万1,000円となっておりますのでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 多岐にわたる子供対策、支援策、億単位の金額が必要になってきます。子供のこども園に関する保育、教育、そういった経費も入ってきますので、相当の金額になります。ですから、村としても相当額のやっぱり財源が必要になってきますので、ぜひ税込以上の上がるように、多い自治体は税込以上に寄附金が入っています。そういうところも現実あります。やっぱりそういうところはそれなりの努力していると思うんですよね。ですから、村としてもこれから変わってくるんでしょうけれども、新たな考えでそういう努力をしていっていただいて、ぜひ予算が難しいから取れないからということじゃなくて、その辺を確保して、このために必要なこういうところまでやるから、このぐらい必要だということで、取り組んでいっていただければと思いますよね。ぜひそういうことで、次年度以降、変わった予算計画なり何なりを示していただければと考えますが、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、税込以上のふるさと基金ですか、そういうものを求めるようなお話だったと思います。私も昨年、何月でしたっけ、あれに行ったの。ふるさと企業版に行ったの。昨年の暮れにある銀行の主催の企業型ふるさと納税ということで、首長が集まりまして、一人一人が自分の町のPRを兼ねて、様々な企業型ふるさと納税に対して求める会がございました。そのときも駆け込みセーフで時間がちょっとない中だったん

ですけれども、そういうところにはどんどん行くということで行かせていただきまして、いろいろと皆さんに説明をして、ご理解をいただけるようにいろいろとやっているところでございます。今後もやはり会社と同じような感じで、やはりPRというのはとても大事だと思います。そういう部分も鋭意努力をしながら、これからもその企業型ふるさと納税にのみならず様々な分野で一生懸命働いてまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 村長の就任して1年過ぎたわけですがけれども、行動的だと思います。ですから、やっぱりこの気持ちでいろいろなとこに出かけて、働きかけて積極的に大衡村をPRして協力していただく相手方を見つけて、それが財源につながるように取り組んでいただきたいと期待します。

中の事務体制、課の執行体制であります。今のところではまだ内容的に検討調整している段階でということですがけれども、具体的にどういった部分の事務分掌を、前の去年の全協での説明では子ども家庭課でしたかね、そういう名称で子供支援策をまとめたという話でしたけれども、具体的にどここの業務何課の業務をそのように一元化したというようなとこまでの拾い出しをされているのではないのかなと思うんですけれども、そういったところはどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 住民生活課の医療費助成とかあとは児童手当ですか、そういう部分をまとめていきまして、子供、まだ名前もちょっとまだ正式名称はちょっとまだ最終的には出せるようなものではありませんけれども、やはり事務分掌もいろいろと考え、課長会議、そういうものもいろいろと皆さんから意見を課長一人一人から意見をいただいているところであります。そんな中でやはり機構改革と同時に事務分掌の見直しをしたほうがいいのか、様々課長からも意見をいただいているところでございますので、これから今後機構改革に向けては、先般全員協議会において、いろいろと委員会においても説明が不足ということで、なかなか大変ご理解がいただかなかったところもございまして、今後は、皆様、議員の皆様にもきちんと分かっていただけるように詳細な説明をしまして、これからやりたい時期といたしましては、来年の4月に機構改革をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 来年の4月に向けて実施に向けてやりたいということであれば、当然その前に課の設置条例の改正が必要になってまいります。準備期間も必要でしょう。年内中の12月あたり提案というのは見込みなのかなと推測するんですけども、であればやっぱりそういった事務分掌を、どういった業務を一元化するかまとめるのか。やっぱり福祉のみならず、今、話ありました住民生活課に関わる業務、あるいは教育委員会に関連する業務もあると思いますよね。庁内でもって、制度的なことで難しい部分もあるかどうか分かりませんが、そういったことを調整してまとめられるものが一元化できるものは、ぜひ一体化した組織でやれる方向で取り組んでいただければと思いますよね。個別の事業ごとに住民の方から見た場合、この業務はこっちの課、これはこっちですというようなことでは、分かりにくい部分もあると思います。ですから1つの窓口で対応できるような体制も、住民の方に分かりやすいような取組も必要だと思います。そのほうがやっぱり職員の皆さんにとっても負担軽減になるかどうかはちょっとあれですけども、それにもつながる部分があるのかなと思いますよね。それは課の人員、人数体制にもよると思います。そういうことで、複数の課にまたがらないような取組ができればいいことかなと思いますけれども、そういう部分はどうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 課によってはやっぱり専門的なものもあります。都市建設のほうとか健康福祉のほうとか、技術的な部分がどうしても求められる部分もありますので、そういう部分も勘案していかなければならないなと思っていますところです。やはり住民の皆様にとって分かりやすく、住民の皆様がそこに行けば何でもいろいろな手続きができるような一本化といいますか、そういうことがこれから求められていくとは思いますが、そういうことも十分勘案しながら、これからぜひ石川副議長にはご提案をいただきながら、いろいろと前の部下でございまして、こんなことがいいんじゃないとか、いろいろとご指導もいただければ、これから大衡村がよりよくなると思いますので、ご指導もいただきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 最近配布されました暮らしの便利帳、先ほどありましたね。今までと比べてすごく見やすい、分かりやすい内容で編集されたと私も拝見しました。多分やればできると思います。1つの方策として、やっぱり見る側からすれば、従来から比べたら非常に分かりやすいのかなと感じます。ですから、ふだんの業務もできるんじゃないか

なと思いますよ。そういう視点でやっていただければ。

あとちょっとこれは余計なことかもしれませんが、具体的に課のいろいろな業務の中身、業務的というよりも予算計画の中身が、各事業ごとの一つ一つの個別の予算額設定なんですよね。現状では。これ従来から同じです。村の会計処理が。私その辺ももう少し見直す必要があるんじゃないのかなと思うんですよね。各種の制度、調整金、補助金、もう少し大枠にして、個別の積算でもいいですから、予算科目をもう少し大枠にして1つの事業の大きなくくりの中で、予算執行ができるような会計処理制度に変えられないのかなと。多分今のやり方は私が職員時代だったときと変わってないと思います。恐らく。ですから職員の皆さんに聞くと、こっちは予算は余っているんだけども別なほうがないので、どうしても補正する必要があるんですという話になっちゃうんですよね。ですから、全体の中で流用ではないですけども、運用できるような執行も考える必要があってもいいのかなと思うんですよね。福祉関係だけじゃなくて、それ以外のこともありますので、そういう部分を含めて可能であればそういうことも考えていただければと思いますね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 暮らしの便利帳、やればできるとお褒めいただいて本当にありがとうございました。本当に職員も、やった職員みんなでいろいろと知恵を絞ってこの形になったわけですので、本当に住民の方々からもお電話をいただいたり、あと本村のこの庁舎に来たときにお声がけをしていただいて、褒められるとやはり人間ってうれしいものですし、褒めて伸びる職員もいると思いますので、これからもどんどんやはりいいことには挑戦していくような、そういうような気持ちを持って、一人一人が仕事に当たってほしいと思っているところでございます。

あと予算のやはり大きな枠で、流用ではないけれどもいろいろできるような予算組みでいいんじゃないかということもありますけれども、それがもう慣例のようにずっと同じような形になってきている予算組みになってますので、そこをこれから変えることができるものなのか、また他の自治体のやり方とか、その予算書の在り方とかそういうものも見ることも必要などころもあるのではないかなとは思っているところでもありますけれども、どうぞ今後もご指導方々職員よろしくお願ひしたいなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 最後になりたいと思います。ご指導ではありません。やっぱりこれから大衡村担っていくのは子供、あるいは若い人です。子供子供って子供中心になってしまいますけれども、子供だけじゃなくてプラス若い人への対策も必要だと思いますので、そういう視点で全体的なこれから大衡村を担う人のための対策、施策ということでまとめていただければと思います。最後に村長の意気込みを聞いて質問を終わりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、石川副議長が言ったことに尽きると思います。やはり次世代の未来の子供たちのために、今、いろいろなことをやっていかなきゃいけない。未来の人たちに借金とかそういうものを残すことなく、未来の子供たちが本当に生き生きとわくわくと元気に育っていけるような、そして暮らしていけて笑顔で元気で暮らせるような、そんな夢かなうまちづくり、そういうものをしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） 以上で石川 敏君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開を2時45分といたします。

午後2時34分 休 憩

午後2時45分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順位4番、赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 通告順位4番、赤間しづ江であります。

私は、マイナ保険証への対応について、一問一答で質問をいたします。

マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証の機能を一体化させたものを言います。保険証機能をカードにひも付けるなどというふうな表現もされます。現在発行されている紙の保険証、これは今年12月2日に廃止となります。ちょうど去年の3月頃、マイナンバーカード取得推進に最大2万ポイント付与するということで懸命に推進を図っていた。これを第1ハードルとしますと今度は第2ハードルに突入するかなという感じですね。その頃から健康保険証とひも付けして紙の保険証をなくすという政府の方針でした。そんな時期でもあり、この頃マイナ保険証に関する報道が、ほぼ毎日のように見聞きするようになりました。

去る5月23日、総務民生常任委員会で、担当課からマイナ保険証への対応についての説明がございました。説明のあらまはこのようなものです。8月、健康保険証の一斉更新に当たり、7月中旬に、間もなくですね。発送する際、マイナ保険証の利用促進に係るチラシも同封、そして加入者への情報提供を行う。また、村が把握している加入者情報、これは個人番号下4桁を含むこの正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用をいただくため、全加入者へ資格情報のお知らせ、資格情報のお知らせを送付しますとなっています。また、今年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方に、お手元にある保険証が使えなくなる前に申請なしで、資格確認書、これを交付しますと。そしてマイナ保険証紛失の場合は、窓口申請で資格確認書を交付しますという内容のものでございました。

誰もが安心して医療を受けられるように、このマイナ保険証への対応に関しては、丁寧な本当に誰にも分かるような丁寧な対応が求められると思ひ、次の5つの項目についての質問をいたします。

まず第1項目めです。基本的な項目の情報をお聞きします。マイナンバーカードの交付状況についてお尋ねいたします。最新の状況についてお尋ねをいたします。

項目の2点目でございます。大衡村が保険者となっている国民健康保険の加入者数、マイナ保険証登録者の状況、その登録割合はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

項目の3点目です。医療機関、あるいは薬局におけるマイナ保険証の読み取り機、カードリーダーという言い方もしますが、この整備の状況、どうなってるのかと把握してらっしゃいますか。それについてお尋ねをしたいと思います。

それから項目の4点目です。マイナカードを持っていない方、あるいはカードを持っていても保険証機能を一体化していない方に発行される資格確認書、これはどういうものなのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。

質問項目の5点目です。村民の医療、健康に関する大切なマイナ保険証、この対応については、私自身のケースと落として考えてみた場合にも、すごくややこしい部分があるなど思っております。それでこれを対村民一人一人に対して、丁寧に分かりやすい周知の方法、それはどのようにお考えなのか、これも併せて伺いたいと思ひます。

以上、第1の質問といたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願ひます。

村長（小川ひろみ君） それでは、赤間しづ江議員のマイナ保険証への対応はどの一般質問にお答えいたします。

まず1点目のマイナンバーカード交付状況はどのご質問ですが、地方公共団体情報システム基本機構からの通知では、令和6年5月12日現在で、申請数が4,958件、交付件数は4,410件となっております。

次に、2点目の村が保険者となっている国保の加入数、マイナ保険証登録者数と登録割合はどのご質問ですが、交付件数のうち、住民生活課で把握でき得る保険証は、国民健康保険のみであり、後期高齢者医療保険や社会保険については把握できないことを了承願います。国民健康保険の喫緊の数字として把握しているのは、令和6年3月1日現在で、加入者が997名、うち保険証登録数として631名で、約63%の住民がマイナンバーカードとひも付けをしている状況であります。

次に、3点目の医療機関におけるマイナ保険証読み取り機設置状況と利用率はどのご質問ですが、病院等に設置しているカードリーダーの設置率については、厚生労働省の資料によると、令和6年3月31日現在で、病院や医科歯科診療所、薬局は、宮城県全体で3,825機関あり、そのうち実際の運用機関数は3,539機関となっております。

また、本村における実際に保険証として利用している人数については把握できておりませんが、国家公務員のマイナ保険証の利用率、令和6年3月利用率を見ますと5.47%であり、恐らく本村の国民健康保険のマイナ保険証の利用率も近い数字ではないかと想定しているところでございます。

次に、4点目のマイナンバーカードを持っていない人、保険証機能をひも付けしていない人に発行される資格確認書等はどのご質問ですが、マイナンバーカードの中に現在の紙の保険証の情報、被保険者資格情報とか交付年月日、記号、番号、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、本人、家族の別、保険者番号、保険者名をひも付けたものがマイナ保険証として利用できるようになります。

一方、資格確認書はマイナ保険証を保有していない方に交付するもので、引き続き保険診療を受けることができるもので、有効期限は宮城県国保連の見解では、今のところ1年としているようです。なお8月更新時の紙の保険証の有効期限は、令和7年7月31日までとなりますので、12月2日にマイナ保険証に切り替わった後でも利用できるものでございます。

次に、5点目の村民の医療に直結するため丁寧で分かりやすい周知方法をどう考えて

いるかのご質問ですが、現在、国民健康保険の保険証については、今年8月更新時に紙の保険証を送付いたします。その際に、マイナ保険証の利用促進のチラシも同封し、加入者への情報提供を行う予定にしております。また、保険者等の把握している加入者情報、個人番号の下4桁を含む正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくために、全加入者へ資格情報のお知らせを送付いたします。そのほか、広報紙、ホームページなどを利用し、周知徹底を図りたいと考えているところでございます。

以上、1回目の答弁といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 大衡村民のマイナンバーカード、申請件数は4,958、交付件数が4,410。

これは大衡村民の人口の割合からしたらどの程度の取得割合なのか、ちょっと聞きます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 住民生活課長がお答えします。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 大衡村の人口、その月々に変わっておりますけれども、約9割、90%の人数との割合ということで捉えていただいて結構でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） マイナンバーカードは任意ですから。義務ではありません。任意ですから、申請によりということですが、この数字は意外と高いほうになっているんでしょうか。その認識も伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 自治体によってですと思うんですけども、高いほうだと認識しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） このマイナンバーカード、義務ではない、任意ですと。100%というのはもちろん現実的ではないわけですから、この取得目標というか政府のほうからはそういう指導なり何なりというのは来ているものなんではないでしょうか。どうなんではないでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 住民生活課長にお答えさせます。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 国及び県のほうからこの取得目標というのは特段来ておりません。ただやっぱりどうしても施設の入所の方ですとか、若い方、あまりマイナンバーカードを取得していないというような傾向は、全国的に同じような傾向が見られるというような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 2点目の国保の加入者数については村が保険者ですから、きちんと把握しているというのはこれは分かります。後期高齢、75歳以上の後期高齢者については、保険者が宮城県の後期高齢者広域連合が保険者になるわけですし、医療保険については把握はできていないということではあります、大衡の住民ですし、数字的に何人いてどのぐらいの登録者数をということまでも、少しも分かってないということなんでしょうか。関連してちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） この質問の後、ちょっと後期高齢の医療会計のほうにちょっと関連するかもしれないので、ちょっと資料等ないですかという話をさせていただいて、これは現在、令和6年4月現在になるかと思いますが、いわゆる後期高齢者の被保険者数が865名です。今現在、大衡村は。それに伴っていわゆる登録、マイナ保険証としてひもづけしている方、409ということで、50%に満たない47%のひも付け率というか、そういった部分になっております。ただ利用率については、これは当然分かりません。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 国保以外のことで、大変情報収集にご理解をいただいて感謝したいと思います。後期高齢者のほうは50%程度ひも付けですね。そういう状況を伺いました。大衡の村民ですし、後期高齢者広域連合のほうで事務をあれしてるとはいうものの、お問合せももしかしたらあったりするかもしれないし、知りませんでは済まないところも出てくると思います。自治体の窓口、身近なところというところで、そういうところでの対応もぜひ抜かりなくお願いしたいものだ、頼れるところがないですしね。その辺もぜひお願いをしたいなと思っております。

3点目の医療機関におけるマイナ保険証の読み取り機、カードリーダーと言うようですが、この設置状況については、今年の12月保険証が廃止になるというところで、去年の4月、国のほうから補助金を出したり何だりしてカードリーダー設置を義務づける、何かそんな形できたはずですが、今回の答弁を見ましても100%ではないんですね。

3,825のうちの3,500。率にしますと92.5%、さっきはじき出しました。なっているよう
ですけれども、このカードリーダーというのは、今の段階になっても100%ではないと
いうところで支障はないのかなと。どこかにかかりたいんだけどこのカードリーダ
ーがないためにという、そういう不都合は起きないものなのかどうか、その辺の情報
はどのように感じているか、お聞かせください。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 本来、当然100%であるべきことが望ましいんですけども、
なかなかその病院によって、病院、医科、歯科、あと薬局によって設置していないとい
うところがあるのは、全国どこに行っても100%になっている自治体はございません。
ただ一応資格確認書、交付というかされますので、支障がないと言えば支障ないんです
けれども、そういったところは資格確認書でやっていただくと。あとマイナ保険証の保
有の方については、当然その部分については紙の保険証がなくなるわけですからね。
そういった部分で、厚生労働省のほうでも100%に近づけるような、今、方策を練って
いるというような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 国では一生懸命、推進しようとして努力しているにもかかわらず、新
聞報道によりますと利用率というんですかね。マイナ保険証の利用率、2023年の12月末
は4.3%だったのが、今年4月、6.56、1.1ポイントぐらいの上昇しかないんですよ。
低迷しているという言い方が新聞報道にもありましたけれども、何でこのように上がら
ないんだろうということが懸念されているんですが、全体の感じでもよろしいですから、
こんなことが原因なんじゃないかということをお聞かせください。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 私もその記事等々は見させていただきました。私もそう思いま
すけれどもその記事の部分については、いわゆる受診回数が少ない若い世代、もしくは
パソコン操作などが苦手な高齢者にはメリットを感じにくいというのがまず現状だと。
それに追い打ちをかけるようにマイナ保険証をめぐるトラブルが発生しております。昨
年5月の健康保険証などが誤って別人のマイナンバーカードとひも付けられたという事
案が発覚して、いわゆる不信感を招いて利用率が低迷しているというような状況が考え
られるのではないかなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） まさに課長おっしゃったように不信感、全体のこのマイナカードの情報漏えいなり、誤ったひも付けなどによる不信感というのが非常に大きなネックになっていると思います。これだけ国が一生懸命進めようとしているのに、まだ1割までいかない、利用率がですよ。それで間もなく半年ですよ。紙のカードが廃止される時期まで半年、半年を切っている状況にもかかわらず、このような実態というのが何かちょっと不安になって、かえって不安になってしまうというところがあるんですけども、これだけ紙の保険証も使える、マイナンバーカードの保険証も使える、資格確認書でも使えるとなると、現実感がなかなか感じられないというか、本当にせっぱ詰まったあれが感じられないからなのかなという感じもするんです。その辺も認識はどのように思っていますでしょうか。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 赤間議員おっしゃるとおりで、資格確認書、今現在国保連では1年間の使用期限だとなっておりますけれども、一応厚生労働省では5年まで大丈夫だよと、期限がですね。いわゆる資格確認書という期限が宮城県の国保連で1年間、今のところ1年間の有効期限というふうに、それを毎年毎年更新していくような形になっていくと。ですので、これも使える、マイナ保険証も使える、あとは資格確認書も使える、あと来年の7月30日までですけども、8月に発送する、7月中旬に発送する紙の保険証も使えるという形になりますので、切迫感というんでしょうかね、それはないのは多分事実なのかなとは思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） とにかくトラブル続きで不安、不信感があるというのは本当に数字の伸び悩みからも見えてくるところだと思います。大衡村では7月中旬に発行するとした保険証の一斉更新のときに、資格確認のお知らせでしたっけ。個人番号の下4桁、資格情報のお知らせを同封するとあります。この資格情報のお知らせというのは、どのような形でお出しになるんですか。こういう紙でなんですか。例えばはがきタイプとかカードタイプなのか、その辺のことをお知らせください。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） ちょっとお待ちください。当然資格情報のお知らせということで、巻の三つ折りでお知らせも含むような感じで。ですから三つ折りですね、封書での三つ折りという形で考えております。紙ベースです、それは。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） その後に保険証、紙ベースが廃止される後に発行される資格確認書、この間の総務民生常任委員会の席では、カード型のものという説明が載っていたと思います。前の、前のというか無効になった保険証なんですけれど、こういう感じのもので、こういう感じのものなんでしょうか。資格確認書というのは。どういうふうに。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） カード型と言っても、いわゆる保険証と、こんなに小さいやつじゃなくそうですね、（「このぐらいですか」の声あり）こちらのほうの部分での紙型というふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 色は何色になりますか。色、そこまでちょっと紛らわしいあれです。もう7月中旬に発行するとなれば、そういう準備もなさっていると思うんですが、どういようになるんでしょうか。そこまではあれなんですか。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 色については、今、ちょっと紛らわしくないような色。今の保険証と違うような色というふうに考えておりますので、まだちょっと決定はしておりませんので、ただ今、いわゆる保険者証とあとは後期等々の保険者証と違う色という形では考えております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） そのように立て続けにそういう状況になってくると、非常に混乱するのではないかと思われるんです。私事としても、総務民生常任委員会の席上で説明を受けてから、私に置き換えて考えてみた場合にややこしいんですよ。素朴に思ったこともありましたのでお聞きしてみました。マイナ保険証については有効期限がありますよね。あと資格確認書、これの有効期限、さっき1年とおっしゃってたの、その辺もう一度確認をします。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） マイナ保険証についてはマイナンバーカードの有効期限、ですから10年、5年で情報を切り替えるような形になりますけれども、取得してから10年ですね。ですから取得されてマイナ保険証にひも付けしてから何年、その人によって何年あるかちょっと分かりませんが、その残っている期間という形での部分になります。

す。資格確認書は、一応国のほうでは5年間と話はしていますが、今のところ宮城県の国保連では1年間というような形での有効期限を設定するような形での見解でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 現場もそうですけれども、国もなかなか定まらないところがありますよね。1年の有効期限とってみたり5年間になるらしいとってみたりですね。現場は本当に大変なんだろうなと思っています。もちろん医療機関もそうですけれどもね。本当に大変なんだろうなと思います。くるくると変わりますし、保険証が3通り、さっきも言いましたけれども、マイナ保険証、8月に発行される紙ベースの保険証、有効期限が来年の7月31日までのもの、それから資格確認書、この3通りがある一定期間存在するわけですよ。そうすると自治体の事務の煩雑さも大変になるかな。もちろんその煩雑さも大変ながら、それをきちんと説明しなきゃならない村の対応も本当に大変だろうなと思って非常に心配をしています。しっかり理解しないとなかなか難しいところがあるなと感じておりますが、その辺の考え方についても伺います。

議長（高橋浩之君） 答弁を求める前に、周りの方、静粛にお願いします。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 今般の補正予算で、国保会計のほうになります。システム改修の予算を予算計上させさせていただいております。ほとんどはシステム改修、電算でやるんですけれども、当然人の目という、人の例えば封入作業とか、そういったことも出てきますので、煩雑になることは煩雑になるというものであります。そして、なおさら同時期に3つの保険証ではないですね、保険証、マイナ保険証、紙ベースの保険証、あと資格確認書という3つの部分が存在することになりますので、その部分の周知徹底も当然図らなくちゃいけない部分もありますので、担当職員、もしくは全員でうちのほうの課全員である程度チェック体制を取りながら、この保険証の発行について、あとはマイナンバーカードの取得についても十分に啓発していきたいと思っております。最近テレビで結構そういったマイナ保険証の部分が出ているせいか、マイナンバーカードを取得する、来る方ですね。前はぼつぼつだったんですが、今日も朝2人ほどお見えになりましたし、結構そのニュースが出てから結構マイナンバーカード取得される方が多くなったかなというイメージはございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） それからマイナカードで受診する場合と、紙ベースの保険証で受診す

る場合の診察料っていう、何か金額が変わるという気になることも書いてあったんですがそれはどういうことなのか、説明をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） こういったチラシがあるんですが、マイナンバーカードを利用することによって、当然受付、本人確認、同意の確認、受付完了ということで、メリットといたしましては、医療費を20円節約できる、いわゆるマイナ保険証で医療費20円節約できるんです。紙の保険証よりも医療費を20円節約でき自己負担も低くなると。あとはより良い医療を受けることができる。いわゆる過去のお薬情報等々もそこに入ってくるよ。あと手続なしで高額医療の限度額を超える支払いを免除するという部分もありますので、全てが全て悪い部分じゃなく、マイナ保険証を使うことによってこういったメリットもあるという部分でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） まずできる限りマイナンバーカードに保険証機能を位置付け、一体化してもらおうという一つの大きなステップとして、細かく言えばそういったところにも違いが出てくるということなんですよ。それで、最初の段階だとそこまでの説明は要らないかもしれませんが、よくよく読んでみるとそういうところにも、金額的などころにも影響が出てくるものなんだという私は認識をしましたので、事あればそういったところも含めてPRをなさるといいのかもしれないなと感じました。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） 一応こういったチラシ等を最初配布するという部分もあるかと思っておりますので、こういったものをいわゆる国保加入者のほうには全部、全世帯に配布したいと思っております。ただマイナンバー、マイナ保険証ですかね、マイナ保険証で安くはなるんですが、診療報酬、このたび診療報酬の改定があつて初診料がちょっと高くなったということもあるんですよ。ですのでマイナ保険証を使うことによって20円安くはなったんですが、それ以上に初診料もちょっと高くなったというのが、なかなか懸念されることなのかなとは思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 私事になりますけれども、私はまだ保険証と一体化しておりません。それでどういうふうにしたら保険証機能と一体化できるのか。それをちょっと勉強しました。当然顔認証つきカードリーダーがあるところだと、画面の進展できちんとできる

と。もちろん役場でもできますね。医療機関もできますね。そういうものなんだそうです。それでこのPRの方法でございますけれども、村長ね、ホームページとかも利用して、一生懸命広報も利用し、もちろんチラシとかも駆使してPRをするとおっしゃいました。保険証が紙ベースが廃止になると言った今年の3月あたりから、各自治体のホームページ、いろいろな自治体が、暮らし、健康、この項目のところにマイナ保険証というふうなのを載せております。インターネットで検索すると、マイナ保険証に関するいろいろな自治体の情報が載っています。そしてある自治体では、マイナ保険証の説明が書いてあって、カードと一体化させるためにはというところにバナーがありましてね。厚生労働省につながる。もうある市の、ある町のマイナ保険証に関する、対応に関する検索をしたところ、厚生労働省に直結する、出している保険証と一体化する方法というのがもうホームページの中に組み入れられているんです。あちこち探す必要ないんです。参考までに見てみてください。DXを進めるということですから、ホームページね。何回も指摘されてますけども、使いやすい、これぞと思えるようなホームページにこの際ぜひ考えたらいかがですか。その辺伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） その情報、私もちょっと分からなかったですけども、高齢者の方々、なかなかそのホームページを見るというのも難しいところもあるんじゃないかなと思うところもございます。あと人によってだとは思いますが、やはりそういうこともできるのであれば今後対策をしていきたいと思えますし、とにかくマイナ保険証については、最初からがもう何となくやり方から、国のほうのこれがなかなか取得率も進まなかったこともございますし、今回はあと2万ポイントの交付、ポイントをすることによって交付率を高めるということをやりましたけれども、そういうことでも幾らか取得率は増えていたかと思えます。

ただ、私もマイナ保険証、マイナンバーカードを取得しましたが、1度も使ったことはないというような状況でもあります。そんな中で、また後期高齢の方々にまたいろいろなことが、とにかく複雑に複雑に国のほうがかかっているのではないかなと。現場としてはとても大変な事務作業が出てくる、そしてシステム改修ということもあります。本当にシステム改修、補正に出てくるんですけども、金額が出てきますけれども、そのシステム改修の金額も次から次とお金のほうもかかってくるということで、現場、あと医療現場も本当に大変な作業になると思います、この不安もあると思います。

そういうことも感じますと、これからこれが、これを国の施策とはいえ、いろいろな部分でやっていかなきゃいけないことでもありますので、今、赤間議員が言ったように、ホームページでも分かるような形で指導できる。検索すればすぐに行けるということでございますので、そういうこともできるかどうか少し考えながら、私、現場サイドが一番大変でありますので、現場サイドの意見を聞きながら、それが可能かどうか模索してまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） このように政府が一生懸命PRをしても進まないというところで、結局は紙ベースを存続させれば済むことじゃないかということです。請願なりあれが全国から起きているというニュースも片方で起きているようですよね。ですから、でも時代はDX、デジタル社会へ日本が向かおうとしているところ、末端の自治体も粛々とそれに向かつて事務を進めていかなきゃないんだろうなと思います。先ほどのホームページのことじゃないんですけれども、確かに高齢者にはちょっと縁遠いあれかもしれませんけれども、家族がいたり知人がいたりして、そういう方々から情報を広げて、大衡村もDXに強い村民にするように、村長も声がけでひとつ盛り上げていったらいかがですかと思いますが、どうですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そのようにしてまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） これを機会にホームページホームページと言いますけれど、本当に使い勝手のよいホームページに、やっぱりね、村長。構築してほしいと思います。本当にある、さっきも言いましたけれども、ある市のホームページ、一体化するにはどうしますか。バナーを押しますと、厚労省、デジタル庁、内閣府が作成したイラスト入りのすてきな分かる、誰にも分かりやすい案内ですよ。これを村民に同封してあげたらすごくいいサービスになるんじゃないですか。だからこっちを探してもたどり着けない、そういうホームページではいけないので、ぜひこの際にホームページのもうリニューアル、思い切ったあれで進めていただきたいと思います。その辺の、これを機会に、これを機会にホームページのあれにも力を入れていただきたいと思いますが、どうですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 重々もう何年か前から様々な議員の方々に、私が議員がいたとき、そ

ちらにいたときからその声はずっと重々承知しているところでございます。私もいろいろなところのホームページを見まして、課のほうにもいろいろと、こういうこんな形でイラスト入りで、いろいろな動画が出てきてこうだよとかああだよとかと見せております。ところが、なかなか一度入れ込んだホームページを再構築するというのは難しいというところがございますけれど、難しい難しいと言ってましたら、住民の方々へのサービスは全然なくなっていきますので、今後ホームページのリニューアルするに当たっても財源が必要になりますので、今後その財源が可能になったときにはできるような形で構築してまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 村長、あのね、財源語ってられないと思いますよ。ここで遅れをとらないようにしてほしいと思います。これを機会に。もうそういう形で、よそはもう知りたい情報が瞬時に、ホームページの画面でそこにつながっている、国のあれとつながっていることで瞬時に得られるんですから。そういうものをぜひ構築してほしいと思います。大衡、これから激変する大衡村になるわけですからね。そうなったときに、そこで遅れをとらないような取組、財源語ってられないと思います。ぜひその決意をお願いしたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そのようにできる限り努力してまいります。（「終わります」の声あり）

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 終わります。

議長（高橋浩之君） 以上で赤間しづ江さんの一般質問を終わります。

本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 3 1 分 散 会